

議 事 録

(仮称)鎌倉小町PJ

日 時:2024年4月21日(日) 18:00~20:20

場 所:大路ビル 3階(C1、C2教室)

説明者:株式会社ラ・アトレ :■■■■、■■■■
有限会社ケミカルデザイン一級建築士事務所 :奥村、■■■■
株式会社ケイアンドケイ・デザイン・ラボ一級建築士事務所 :小林
株式会社オリジナルワーク一級建築士事務所 :鈴木

出席者:28名

事業者1) 皆様、こんばんは。定刻のお時間になりましたので、説明会を開催させていただきます。本日、(仮称)鎌倉小町プロジェクト説明会でございます。事業者株式会社ラ・アトレによる事業でございます。前回ご出席頂いた内容のまあ継続して、更に前回ご質問頂いていた平面図。そういったものを今日お配りをして、またプロジェクターでその他資料を展開しながら、ご説明をさせていただきたいと思います。入場時にご記入頂きましたお名前また頂いた名簿。こちらに関しては後日、鎌倉市から提出を求められた際、また私どもから皆様方にご連絡をする連絡用として使わせて頂きます。よろしくお願い致します。あともう1点。本日内容を記録する為に録音をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。では本日出席者、私どもの事業者側の関係各社自己紹介の後に説明を開始させていただきます。私、議事進行を務めさせていただきます、株式会社オリジナルワーク一級建築士事務所鈴木と申しますので、よろしくお願い致します。役職は代表取締役でございます。

事業者2) 株式会社ラ・アトレの■■■■と申します。開発第一事業部と第二事業部を兼務しておりまして、次長を務めております。よろしくお願い致します。

事業者3) 順番前後してすみません。設計関係の取りまとめをやっております有限会社ケミカルデザイン代表の奥村と申します。よろしくお願い致します。

事業者4) 同じくケミカルデザインのスタッフの■■■■と申します。よろしくお願い致します。

事業者5) 設計協力をさせて頂いております。株式会社K&K デザインラボの小林と申します。取締役を務めております。よろしくお願い致します。

事業者6) 株式会社ラ・アトレ開発第二事業部次長を務めております。■■■■でございます。よろしくお願い致します。

事業者7) 同じく株式会社ラ・アトレの■■■■でございます。よろしくお願い致します。

事業者1) では、皆様にお配りしました。A4のこちら議事、議題になっておりますけれども、こちらに沿って本日ご説明をさせていただきますので、よろしくお願い致します。まず一番目でございます。全体スケジュールについてということで、あすみません。その前に先般、弊社でお配りさせて頂きました議事録。今日もしお持ちの方がいらっしゃれば、一部ちょっとまた指摘、ごめんなさい修正がございますので、そちらの方の確認をさせていただきたいと思いますので、宜しいでしょうか？まず9ページ目になります。9ページ目の下から9行目。住民3という方で発言で「日程がどうのといっても」というその下段なんですけれども、「きちんとフィックスしないと」となっております。「きちんとフィックスしないと限り先進まないでしょう。」ここの発言でございますが、「と」が誤りでございますので、「と」を削除頂ければと思います。続きまして。19ページ目。ちょうど真ん中の段あたりになるんですけれども。住民10の方のご指摘のところ。ちょっと待って下さい、すみません。前回の議事録を前に投影しますのでお待ち下さい。こちら19ページ目になりますけれども。丁度この部分でございますね。「全部流れてきてく、」です。ちょっと発言が止まってるんですけれども、「全部流れてきてく、とかそういうような動きがある」。もう一度繰り返します。「流れてきてく、」ですね。で、「とかそういう」この様な形になります。で、すみません。続きまして、23ページでございます。23ページのこちらのところです。「騒音も低いですし、環境負担が」。はい。で続きまして24ページ。すみません、ちょっと待って下さい。見当たらない。ここです。この「ちょっと」というのがなしということで、「作るっていうのは無理なんですか」というご発言ということで、この「ちょっと」を消して頂ければと思います。はい以上でございます。

住 民1) 4ページ目は？

事業者1) 失礼しました。

住 民1) 「紙で示して頂けないと」

事業者1) あ、はいそうですね。4ページ目の。ここで紙で示して「いって」を消して頂ければ。「ここで紙で示して頂けない」とという修正になります。はい以上でございます。

住 民2) これってさつまんない事だけだね。記録取ってる訳でしょう。

事業者1) はい。

住 民2) 記録取ってるんだったらさ、最近のAIかなんかでさパット翻訳すればいいじゃない。こんな一言一言間違えているんだったら。

事業者1) いや、やってるんですけども、あの完全ではございませんので。

住 民2) チェックが足りないという事？

事業者1) いや、なかなか聞き取りがやはり再現してもですね。なかなか聞き取りがうまく、我々の方も聞いてはいるんですけども。

住 民3) いや、それはないと思いますよ。明らかに抜けているところがあつてね。その証拠にこちらで間違えヶ所を指摘しないで、もう一回聞き直して下さいと言ったらね、160カ所以上ある中で100カ所は直してきた訳ですよ。ということは、そちらの方で恣意的にね、除いている部分があると言わざるを得ないと思いますよ。

事業者1) 申し訳ございません。恣意的ではないんですけども、なかなかチェックをしてもですね。私どもも聞き取れないところもございましたし。であと、住民3様

住 民3) 例えばね、カンボジアっていうとだけ抜い、消してあったりね抜いたりね。あれは明らかに恣意的ですよ。そうじゃなかったら音源を公開して下さいよ。本当に聞けないかどうか。

事業者1) いやですから、私ども見直しておりますので。

住 民3) いや、だから音源公開、音源公開して下さいよ。それで恣意的かどうか分かるから。そちらの音源下さいよ。

事業者1) その話を、ちょっとこの話を今してもまた説明会が、

住 民3) いや、あなたが恣意的じゃないって言うから僕が言っているんでね。それは責めてるんじゃないくて、恣意的じゃなく、削っている、それを恣意的じゃないって言い張るので、

事業者1) はい。

住 民3) 明らかに恣意的な場所がありましたよと。

事業者1) またすみません。この場でまたこの議事録でこの内容を記載するのは、私は本意ではございませんので、説明に入らせて頂きたいと思います。

住 民3) 本意じゃ、本意であるかどうかの問題じゃないでしょう。せっかく議事録を正確に取るって合意しながら、音源の欠陥の問題じゃなく、恣意的に除いている部分があるんじゃないかと。で、それはあなたが恣意的じゃないって言うんだたらね。音源を下さいよ。こちらで見るから。

事業者1) あの住民3様。前回私説明会の最後に私の方で日本語になっていないところ、私の方で修正させて頂きますが、最後修正言って頂いて作爲的に作る訳ではないという発言をさせて頂いているんですけども。

住 民3) いや、じゃあもっともっと正確に言いましょうか？鈴木さん、カンボジアって言葉を落としましたよねと言ったら、あなたを落としてないって言った訳ですよ。

事業者1) いや、1ヶ所書いてますっていう発言をしました。

住 民3) ね、それ、結果的にさ落としてた訳ですよ。

事業者1) はい。

住 民3) その部分はね。

事業者1) はい。

住 民3) 私はそれは恣意的じゃないかと思うんです。はっきり言って。で、あなたが恣意的じゃないっていう事を言い張るんであれば音源下さいよ。そしたら分かるから。

事業者1) いや、ですから私、聞き直してその後の、

住 民4) 音源を下さいって、

住 民3) 音源を下さい。

事業者1) いや、ちょっと待って下さい。その後の、

住 民3) いや、音源を見せればいいでしょう。これ音源を皆に下さいよ。

事業者1) あの、結局何を？

住 民) 信頼関係がなくなっちゃいますよ。

住 民3) そう。

事業者1) 信頼関係の前に、

住 民) 条例に反してるんじゃないですか？

事業者1) ちょっと私の発言を遮らないで頂きたいんですが、すいません。この議事録の内容の中で今回、鎌倉小町プロジェクトの説明会でございます。その確かにカンボジアと言った発言に関して抜けていた事実はございます。で、これに関して私、すぐに聞き直して修正を再度お渡しをしておりますので、

住 民3) だからね。あなたは先ほど住民2さんのご質問にどうしても聞き取れないところがあったんではないかとおっしゃったんだけど、聞き直した後十分書けた訳ですよ。

事業者1) はい。

住 民3) だから、そういう事があったって事はちゃんと認めてもらわないと。

事業者1) はい。

住 民3) 前に進まない訳。

事業者1) ですから、私、

住 民3) 確認したら聞き取れ聞き直したら分かったっていう部分があったと、

事業者1) ありました。

住 民3) という事は、音源の問題じゃなくて、あなたが不注意なものなのか、恣意的に落としたかどっちかですよね。

事業者1) 私の聞き取りが聞き取りミスの部分もございましたし、当然、本当に聞き取れてなかったところもございます。ただ、これに関しては具体的にどの部分がというところではなくて、全体的に私の方も何度も聞き直してやってはいるんですけども、やはりあの会話の中での発言。それを一言一句をおこすのなかなか私としても難しいところもありましたし、

住 民4) それ、ごめんなさい、一人でなさっているんですか？

事業者1) 基本的には、全部一人でおこなっています。

住 民4) もしその前でそれだけのあれが抜けてるとこあるとしたら、もう一人違う人に聞いてもらうとかっていう手もないんじゃないですか？

事業者1) そうですね。それを2回目、3回目とやらせて頂いて、修正版のほうをお配りを、

住 民4) 違う方、違う方で

事業者1) やらせて頂きました。

住 民1) 違う方って私ですよ。

事業者1) いやいや、違いますよ。住民1様からも再度指摘を頂きましたし。

住 民3) うちの家内、午前3時まで2回やったんですよ。それも記録に残して下さい。

住 民4) こちらの会社の方であなたがあの聞き取れなかったら、他の方が聞き取れているかもしれない訳じゃないですか。だからその場合じゃあ、他の方が立ち会ってもらって2人で聞くとか、いや、これはこういう風に言ってるんじゃないかとかっていうのが一番正確ですよ。

事業者1) そうですね。

住 民5) それよりも一般的に聞いていましてですね。一番問題なのはカンボジアというその文言がやはりかなり大きい信頼関係になるかどうかという問題になる文言なんです。ですからそれが落ちていたということ。一言「てにをは」が違っているかどうかの問題というよりも、そういうやはりキーとなるような文言が抜けているというのは恣意的かなというふうに一般的には捉えられる可能性が高いと、だからそういうものに関しては、やはりオチがあるということは、こういう場において出されるものにおいては、信頼関係がなくなる一因となりますから気をつけられた方がいいでしょうと、そのために一言、それは恣意的ではないというような明確な言い方をされると、住民3さんのほうからおっしゃられたような反論が出てくる。これは一般的に聞いていて第三者が全く知らない人が聞いても、そういうふうに思われるのは一般的だと思いますよということを申し上げたい。

住 民3) ですから今の。先程のご発言があったから（聞き取り不能）、その信頼関係をね維持しようと思ったら音源を是非ね、皆さんにお配りして下さい。

事業者1) 皆さんにお配りって出来ないじゃないですか。

住 民3) じゃあ希望者に。

事業者1) どういう、データとして、

住 民3) データとしてCDで渡せばいい、DVDで。それが良いと思う。と言うのはね。実は市役所の方からは、私はその鈴木さんの方で書いたあと、ラ・アトレにチェックしてもらってから配るそうですと聞いているんですよ。というのは、非常に悪意で言うけどね、私はラ・アトレの方でカンボジアっていうことを落とした可能性すらあると思っている訳。チェックの時に。それは、単なる私の邪推かもしれない。でも、それがね、邪推であるかどうかってことを確認するために音源をね、皆さんに渡して頂くのが

一番良いと思いますよ。

事業者1) すみません、

住 民3) 渡して頂けませんか。

事業者1) 住民3さんにはお渡し致しますけれども、

住 民3) 希望された方々。

事業者1) いや、申し訳ないです。そこまで私ども、

住 民) 一つでもいいですよ、あとコピーしてこちらで作ればいい訳ですから。

事業者1) そうですね。音源をお渡しするのはそれは構いません。

住 民2) ちょっともう一回言うけどね。録音なんていうのはさ。聞き間違いとか、聞き取りにくいとかっていうの。AIの最近時代なんですね。その音源をAIでまずパーって書かせてね。それを確認して直ぐに、

住 民) だから、それが出来るかどうか分かりませんよ。それだけの、

住 民2) 違う私が提言してるんですよそう言うふうに。あなたに聞いているんじゃないよ。だからね、AIなんて、その録音したやつをね、機械に入れて自動的にこうね文章を書かせて、でそちらの方で責任を持って確認してもらえばね。読み取り間違えたのか、発音がおかしい場合もあるかもしれないけどね。AI使わないの？

事業者1) 使っておりますが100%再現は出来ませんでした。

住 民3) だから、それを（聞き取り不能）最終的に責任を持ってみてもらう必要があると思うんですよ。

で、改めて確認しますが、その市役所がこれはまずラ・アトレはこの議事録は確認されてるんですか？我々に配る前に。

事業者2) 当社の方では、まず鈴木様の方で文言化されたテキスト。まあワードのデータですね、を頂いてそれに関係者で読み合わせて、修正するところを修正してというところをプロセスを経ております。

住 民3) それはじゃ、修正をするときは音源を聞きながら修正してるんですか？

事業者2) 当社の方では音源を聞きながらというプロセスではございませんでした。

住 民3) じゃあ、それは殆ど修正する意味がないですよ。だって実際言ったことじゃなくて、自分の記憶でやる訳だから。

事業者2) そうですね。聞き取りながらやったという事と比べると明らかに質は低いものになるかと思いますはい。

住 民3) その時、カンボジアっていうのを削られたんですか？

事業者2) そのようなことはしておりません。

住 民3) してないですか。

事業者2) はい。

住 民3) じゃあ音源を下さい。

事業者1) 承知しました。では、説明に戻らせて頂きます。まず全体スケジュールについてでございます。現時点で想定されるスケジュールを前面に映し出させて頂きます。まず、今行わせて頂いているのが鎌倉市まちづくり条例という手続きでございます。

住 民3) こっち側の電気だけ消えない？

事業者1) あ、

住 民3) これ皆さんにこれ配って頂けませんか今。だって、見えないしね。本来やっぱこれ投影する資料でね。基本的なものは配るのが常識だと思うんですよ。私。

事業者1) こちらちょっと説明をさせて頂きたいんですが、

住 民) 拡大できませんか？

事業者1) はい？

住 民) 拡大できませんか？

住 民) 全然見えない。

事業者1) はい、こちらのスケジュールに関しては、あくまでも主な手続きスケジュールの「想定」と書かせて頂いている通り、まだ確定的なものではございませんで、あくまでも先般、説明会で頂いたスケジュールの、

住 民3) いや、その前にね、これからは投影するものは配るっていうふうにして頂けませんか？

事業者1) こちらに関しては、すみません。全く鎌倉市との協議打ち合わせをしてないスケジュールでございますし、また、埋蔵文化財の件に関してもまだ精査してございませんので、こちらをお配りするということは、ちょっと今考えてはおりませんので、

住 民3) いや、

事業者1) とりあえず投影してご説明をさせて頂きます。

住 民3) いや、確認だけど鎌倉市が配っちゃいけないって言ってるんですか？

事業者1) いや、配ってはいけないとは言っておりませんが、ただこのスケジュールがひとり歩きするのも、私どもとしては本意ではございませんのであくまでも今日お見せする内容としてはこういうスケジュール想定をしておりますということをお伝えをする。それが主旨でございますので、まずは説明をさせていただきます。

住 民5) これ先立ての打ち合わせの時には、この話でずいぶん長い時間を取ってる訳ですよ、それで、これをやっぱり想定であるから、これはその旨をちゃんと説明をすればいいことであって、それで皆さんに渡して頂いた方がやはり理解出来ると思いますよ。

事業者1) 一旦説明をさせて頂きたいのですが、

住 民3) いや、だって想定って書いてあるんだから、別にひとり歩きしたっていいじゃないですか。想定としてひとり歩きしてる、

住 民5) これが5月までが8月までになってもいい訳ですよ想定ですから。

事業者1) ちょっと、まず配る配らないに関しては、ちょっとお待ち下さい、

住 民3) いや、だから説明しながらでもいいから、どなたかね、コピー機に行って配ったらいいじゃないですか。そしたら皆それメモも出来るし。だからそれまで説明をするなどと言わないから。

事業者1) ではまず、

住 民3) ではじゃなく、それに対して答えを下さいよ。議事録に残るんだから。

事業者2) はい対応させていただきます。

住 民3) じゃあ、今その至急出来るだけ早く配って下さい。それでいいですね。

事業者1) はい、大丈夫です。今コピーを取ります。

ではまず、スケジュール。現時点でのスケジュールでございます。今日は4月21日ということで、まちづくり条例。こちらは先般お話したように、2月の15日に手続きを開始しております。まちづくり条例の主旨に従って、先般説明会を開催させて頂いているというところで。現時点で4月21日というところまで来ております。このまちづくり条例につきましても、このような形で、土地利用計画をご近隣の皆様方に説明をさせて頂いた上で、当然、ご近隣の皆様から意見書等のご意見を頂戴して、そのやり取りをして一旦鎌倉市と終了通知という形でやり取りした段階で終わるであろうという事が、今想定であま5月末を想定をさせて頂いております。

住 民2) 確認なんだけど。

事業者1) はい。

住 民2) これって、御社の方の想定で鎌倉市が5月末迄に。通知しますよって言ってる訳じゃないんだよね？

事業者1) はい。

住 民2) だから何時になるか分かん訳ないんだよね、現時点では。鎌倉市からいつ連、前日も私が言ったように日程どうなってるのって言った時にさ、結局、大日程も決まっていって前回あったんだけど、じゃあこれは御社の方の取り敢えず頭の中で想定したやつで、鎌倉市がそこで5月末でさ終了通知書って書いてあるんじゃない？

事業者1) はい。

住 民2) そこのピンクんとこ。

事業者1) はい。

住 民2) それは別に鎌倉市がそこまでにしますよとコミットした訳でもなんでもなくて。御社が勝手に想像でここですよって書いてる訳でしょう？

事業者1) はい。

住 民2) だから、あんまり意味がないと思うんだけどね。だから私、何回も確認したじゃん。鎌倉市から何時来るのって言ったらね、分かんない云々で終わっちゃったんだけどね。

事業者1) まず、鎌倉市と協議を終了するという事に関しては、鎌倉市からこの前も議員の先生言われましたけれども、実際にその協議に関しては手続き上、鎌倉市の方が現時点で私どもに指導することはございません。よって、私どもはこの想定のスケジュールを皆様方に現時点で分かる範囲内でご説明をするというところしかございませんので。

住 民2) じゃあ、ちょっと鎌倉市から5月末に通知書を下さいってとかそういう御社からは言っていないのね。

事業者1) 何もまだ協議はしておりませんので。

住 民2) 何も決まっていってことじゃない。

事業者1) はい。

住 民6) ちょっと、よろしいですか？

事業者1) はい。

住 民6) 前回、私もこのリクエストして、御社の目標スケジュールということでこの通りで、私はこの説明で結構なんですけど、っていうかここで鎌倉市のもう既に合意が出来ているものは書けないんですから現状は。だから御社の目標だという事をそのように想定してっていうところで明示されていけば結構なんですけど。これからのご説明で前回質問をしたようなところで、また、こうした住民の説明、あるいは意見を聞く機会があるのかということもお伝え下さい。

事業者1) 承知しました。はい。じゃあ進めさせていただきます。

住 民3) ちょっといいですか？

住 民) これは、いいですか？御社の勝手案なんですね。

住 民2) 勝手案だよ。

住 民) 勝手案って書いてもらえますか？

住 民2) 想定でしかないんだよ。

事業者1) 勝手案というよりも、想定でございますので。

住 民) 想定っていうか、要するに勝手に作ったよという事なんだよね。

住 民2) だから鎌倉市から終了通知書が来る5月末に来るとは鎌倉市がコミットしてないし、御社が勝手にそう思っていてやりたいよと思ってるのかどうか知らないけどね。それでしかない訳でしょう？

事業者1) 左様でございます。

住 民) では勝手案と書けばいいじゃない。

住 民2) 例えば、当社案とかさ。

事業者2) 当社案、当社案で書かせて頂きます。

住 民6) それはよく使う方法ですから、そのように想定っていうのは誰が想定したか事業者想定案とか、事業者の目標案とか、そういう書き方で明示してもらえれば宜しいかと思いますが。

事業者2) はい、畏まりました。

住 民2) これも要するに、責任区分がどこかって言うんでね。御社の想定案ですよって明記してもらえば、あっそうでね。変わったら、また変わっちゃうのかしらっていうことになっちゃうんですけどね。

事業者1) はい。承知しました。

住 民3) あのね、それに関連して、せっかく配って頂いた議事録で言うとなね。12ページのところの「もちろん事業者」って言ったのはラ・アトレさんですよ？「もちろん皆様からご意見頂きまして、皆様もご納得頂いた上で、次のプロセスへ進んでいきたい」ということを言って、で次のプロセスというのはまちづくり条例に伴う説明会の成立っていうところだというふうにおっしゃっているの、私はその想定案というのはそれは皆様が我々が納得すると想定しているだけであって、実際納得するかどうかっていうのはね。住民の問題なんで、そこはこの想定っていうのはその納得する、これは納得するって事で皆様が想定されているだけで、それは我々次第であるというふうに考えますが、そういう事でいいですか？

事業者2) はい、おっしゃる通りのご認識で宜しいかと思います。ただ非常に日本語って難しいもので、ご納得皆様に頂くっていう。まあ、そのご納得の内容と言いますか、程度と言いますか、きっと最初のうちは我々も我々と皆さんの中で、そここの意識とか乖離があるかと思うので、我々もある程度このこころ辺までの理解で次のステップに進ませて頂きたいですとか、そういったお願いをさせて頂きながら、いやいや、それではまだダメだよとか。そういったところで少しずつ擦り合わせはさせて頂きながら、次のステップへ進んでいきたいというのが考えでございます。

住 民3) 擦り合わせ良いですよ。今日も擦り合わせてんだから。ただ納得するかどうかっていうのは、他の人がラ・アトレが住民の皆様が納得したっていう事じゃなくて、住民が納得したかどうかって問題だと思うので。それは日本語の難しさでも何でもないと思いますよ。そこをだからこの前言ったことをね。そうやってひっくり返されるって事があればね、この説明会なんだって事になると思うんですよ私は。だからこれはこれでいいですね。この説明この12ページのこの議事録の発言っていうのは今でも変わってないですね。

事業者2) はい、その議事を訂正する意図はございませんので、そのご認識で宜しいと思います。

住 民3) 訂正も修正もしないという事ですね。

事業者2) はい。

事業者1) では、説明を続けさせていただきます。5月末に終了通知で、この間ですね。こちらの例えば、今日以降5月末までの間を想定すると、ここで皆様方から私どもの事業計画に対して意見書というものが提出が出来ます。で、これに対して私どもは、

住 民3) いや、想定するとじゃなくて、違うでしょう？

事業者1) いや。想定でございますから、

住 民3) いや違う違う、それはね、手続きとしては条例上は、

事業者1) 住民3様すみません、ちょっと私の説明を遮えぎらないで、

住 民3) いや、あなたの言っていることは間違っているから。条例上はね、要するにこの説明会が終了したという事になったら、事業者の方でそれを報告書を提出をして市に。で、それに対してその住民、市の方から住民の意見を聞いて下さいという事で、7日間。があつて、その7日間の間に聞いたら、住民に対して、案に対してこういう対応しますという事を市役所に提出して、それで市役所がそういう事でいいですよ。となったら終了通知書が来るという事になってる訳ですよ。従って鈴木さんがおっしゃったようにね。プロセスに進む為には、そのあなたたちがその説明会のプロセス終わりましたという届け出をしなきゃいけない訳ですよ。で、でも私がさっきから確認させて頂いて確認して頂いたのは、そもそも住民の説明会が終了したというふうに判断を御社が届出をされるっていうのは、皆様もご納得頂いた上で次のプロセスに進むという事ですので、それがあたかも鈴木さんがおっしゃっているのは、自動的に5月末が来るというようなご説明をしましたけれども、そういう事ではないと、そういう事でいいですね。

事業者2) それはそれでよろしいです。はい。

住 民3) ということです。もっと正確にやって下さいよ。

住 民6) 結構大事ですよここ。非常にポイントになるところですよ。

住 民3) 住民の皆さんにやっぱりそこはきちっと正確に伝えないとね。

事業者1) 承知しました。ここまでの話は今住民3様がお話された通りで、私どもも相違ございません。終了しましたという事で、終了通知書が出ます。次の段階として、こちら、鎌倉市の開発事業における手続き及び基準等に関する条例こちらに入る形になります。まず、事業者側から鎌倉市に対して事前相談書を提出致します。この事前相談書というものの中身を鎌倉市がチェックをしながら手続きを進めていく訳なんです。私どもは今度皆様方に対して鎌倉市のまちづくり条例においては、土地利用計画に関する説明が主たる説明の内容でございましたけれども、この鎌倉市の手続き基準条例につきましては、具体的な建物計画それらに対する説明を行っていく形になります。で、当然個別ないしは説明会という事なんですけれども、ご要望が当然あれば説明会を開催して皆様方に計画の周知をさせて頂くというような形になります。これが仮にですね。今年の8月中旬に協議の申出書を提出出来たとした場合の話なんですけれども。このこちらの協議に従って、今度はこちらですね。埋蔵文化財の調査を行わせて頂きたいという形になります。これはご近隣の皆様というよりも鎌倉市との協議で埋蔵文化財の調査を行わせて頂くと。今概ねなんですけれども、5ヶ月半この埋蔵文化財の調査期間を見っております。これちょっと手続きとは、条例手続きとはまた異なるものでございますので、この下段の条例手続きの方に戻りますけれども。この中で鎌倉市と各課と色々な協議を進めていながら鎌倉市の方で最終的に私どもの計画が各種法令、条例に則ったものという事になりますと、これも仮の日にちでございますけれども、条例は6年の11月下旬、協定を鎌倉市と締結という事になります。この協定が締結された時点で私どもは確認申請を提出をして審査機関から最終的に来年の1月。建築確認の下付を頂く様な形を想定しております。そうしますと、この下付に合わせて、まあだいたい埋蔵文化財も5.5ヶ月間、期間を見っておりますので、まあそれに伴って来年の2月から本体工事に着手が出来るというような流れで、スケジュールを確認を、想定をしております。

住 民3) それ文化財保護法5.5ヶ月っていうのは、どういう事態を想定されてるんですか？

事業者2) 今の想定、想定という言葉がまたあるんですけども、8月中旬に試掘を開始して、その後1ヶ月程度かけてまあ、いわゆる本掘削が必要であるというような判断が至って、そこから本掘削を開始して、本掘削を完了してるところまでで5.5ヶ月を想定しております。ヒアリングも調査会社にはしている段階なんですけれども、ちょっと普通に考えると短めだというふうには意見は頂いております。そちらに関しては、今後より精査をしてこの調査がもっと長くなったりするとか、まあ、そういった可能性はまだあるという状態ではございます。

住 民4) すみません、その場合、市からのちゃんと確認申請が下りてない前から、その発掘調査っていうのは可能なもんなんですか？

事業者2) その質問に関しては可能です。

住 民4) 可能なの。

事業者2) ただですね。今折角ご質問頂いたのでちょっとこのタイミングで申し上げますと、この8月中旬ってところで黄色バーですね。開発基準条例から赤に矢印が上に行っているかと思うんですけども、

この開発基準条例の手続きがある一定のこの協議申出書提出というプロセスが記載させて頂いておりますが、ここまで進んでいかないと、試掘をする事が出来ないという事になっておりますので、そこに関しては一つクリティカルパスと言いますか、あの、

住 民4) じゃあ 100%認可が下りますよという想定のもとに進むということですね。

事業者2) そうですねはい。

住 民4) それと、まだどれだけの深さに掘ってどうのこうのっていうの、まだ全然地下の事とか駐車場のこの辺のあれがはっきりしてない訳ですよ。

事業者2) はい。

住 民4) その前にそういう説明があるのかもしれませんが、今の時点ではそれないですよ。

事業者2) そうですね。

住 民4) ですよ。それでその発掘調査と言うのは表面どのぐらいね、例えば、建物でどれだけ掘らなくちゃいけないという、その建物の強度とか、いろんなことを考えた時に掘らなくちゃいけないって言った時に、その深さまで掘らなくちゃいけないものなんじゃないんですか？そうじゃなくてもいいんですか？発掘調査って？

事業者2) そちらにつきましても、8月中旬の試掘のタイミングで、試掘の結果を踏まえて、どういった調査をやって下さいという事でご指示を頂くことに、

住 民4) その前にその建物その規模規模からのその深さですよ。掘るふうにしろそのあれにしろ。だからそれがはっきりしてないと表面、私分からないこう表面のこの辺までで終わるのか、もっと深く掘らなくちゃいけなかったらこの辺までの調査が発掘調査が必要なのかっていうのが、ちょっと私なんか分からないですけどね。

事業者2) あま、そちらも私も正確には現時点ではお答えは出来ないんですよ。

住 民4) そうすると、このあれが伸びるという可能性がある訳なんですか？

事業者2) そうですね。正に調査エリアが非常に大きくなったりですとか、おっしゃる通り、深さが深くなったりですとか、そういったところで大きく期間は、

住 民4) これははっきりした話じゃないって事ですよ。

事業者2) 変わってまいります。はい。

住 民3) 先ほど埋蔵文化財の調査事業者と話をしているという話がありましたが、そこでのお話で1ヶ月半とかね、5ヶ月半とかいうのがまあ短すぎるのかなという前提は何m掘る前提なんですか？試掘は。

事業者2) そちらにつきましては、深さに関しては約3m程度。

住 民3) それはおかしいと思いますよ。だって5mまで掘るんだから、この前5m以上掘るのは、最低5mまでね地下室掘るという話なんだから。最低5mは試掘するべきですよ。

事業者2) そちらに関しましては、おっしゃる通りなんですけれども、本当にあくまでも調査会社も予想の範疇ではあるんですが、3mぐらいの深さのところ、そもそもその支持層の地山が出てくるんじゃないかっていうようなご意見も頂いております。

住 民) 地山？

事業者2) 地山っていう字は、土地の地に山って書くんですけども。いわゆるもう本当に硬い層が出てくるのではないかっていうご意見も頂いております。もちろんこの想定がずれましたら、建物深さまで掘るということもありえますので。もちろんそうしたら更に長くなります。はい。

住 民3) まずどこの調査会社ですか、それは？

事業者2) そうですね。まだ複数の会社にヒアリングをかけている状態ではあるので、あまり具体は申し上げられないですね。

住 民1) 鎌倉の会社ですか？

事業者2) 鎌倉市で調査会社指定されておりますので、その20数社あるうちの数社でございます。

住 民4) その発掘調査っていうのは、その例えば水脈の話なのにちょっとなっちゃいますけども、もしそこにかなり深くない時点で当たるとしますよね。そうするとそれも含めてやるんですか？水出た時点でもうそれは止めになるんですか？発掘調査っていうのは。

事業者2) そちらの水脈の話と埋蔵文化財の話はリンクはしないので。

住 民4) じゃあ、その埋蔵掘るのは絶対にその水脈にはひっかからないという仮定ですか？そう3mか5mの中で。絶対に水脈に引っかかりませんよという想定ですか？

事業者2) 今のところはそういうことが発生しないという、

住 民4) 想定ですよ。

事業者2) 想定です。

住 民4) あくまでも想定、
 事業者2) あくまでも想定です。
 住 民4) 調べないと分かりませんよね。
 事業者2) そうです。
 住 民2) これって。埋蔵のその何か色んなのばっかり話題になってるけど。前回の話題になってるように、井戸の水脈がとか。近所にも井戸があってとか話が出てたでしょう？
 事業者2) はい。
 住 民2) そこに何で水脈調査とか。そういうのが並行して入ってこないの？単に掘ってね、何か過去のあれが出ましたっていうだけじゃなくて、水脈の調査をどうやるかとか、そこに書かないとさ。分かる言ってる事。
 事業者2) 畏まりました。
 住 民2) 前回さ、水脈の問題が出てたでしょう？議事録を見れば分かる通り。
 事業者2) はい。
 住 民2) だから、水脈の調査をどうするのか。過去の遺跡のあれをどう発掘するのか。過去の発掘は今言われたそれ業者が何社あるのか知らないけどそれをやるとして。水脈はどうするのかとかね色々あるじゃない。分かる？言っている事。だから、要するに過去のその遺跡の問題と水脈の問題とこの間みたいにあんなあんな掘るっていうのは私、絶対反対なんだけど。それを水脈調査をどうするのかちゃんと書きなさいよ。
 事業者2) はい。追記させていただきます。
 住 民3) それからね、さっきのその数社相談されてるっていう事が仮にそうだとしたら。その数社とも 3mでいいって言ってるんですか？全てが言ってるんですか？
 事業者2) あ、全てではないです。その内の1社しかそのコメントを頂いていないので、確かにより深く掘るっていう結論になる可能性もあります。
 住 民3) そうするとこれはもっと伸びるって事ですね。
 事業者2) そういう事も可能性はあります。
 住 民3) それからもう一つ、まあ、仮にまあ 3mか5mか7mか知りませんが掘るとしますよね。本格調査っていうのは全部掘るってことですよね？
 事業者2) 基本的には掘る事になるかと思います。
 住 民3) その時点でこの前の問題になった、その沢山トラックがね、通行するという問題がもうこの今年の秋から発生するって事ですね。土を積み出さなきゃいけない、そういうことでいいの？
 事業者2) 調査の段階でそういった事象が発生するかと思います。
 住 民3) うん、でも他方ね開発、その工事の安全方法とか、その手続きっていうのは、まさにこの開発条例の手続き基準である訳ですね。協定とか。そうすると、そういうその安全確認とかの協定をする前に最低3m、場合によっては5m、7mの土を搬出するという事はおかしいんじゃないですか？進め方として。この協定の締結の後にするべきじゃないですか？文化財の保護法の発掘は？
 事業者2) あくまでもその協定というのは、開発基準条例の中で締結する条例なんですけれども、
 住 民3) そうだけどね。開発事業の中には工事の安全性かそういうものは含まれる訳でしょう？確認事項に。周辺に対する工事の負担とか1日何時間その掘りますよとかね。1日工事は何時から何時までやりますよとか。
 事業者2) はい。
 住 民3) そういうのは全部この開発事業における手続き及び基準等に関する条例の一連のプロセスでやる訳ですよ。
 事業者2) そういうことですね。
 住 民3) そうですよ。
 事業者2) はい。
 住 民) で、その手続きが完結する前にこの住民の私も含めて、住民の多くの人たちがね、ものすごく気にしている事の一つである、その交通安全、土壌を大量にその搬出する事に伴う交通安全の問題っていう事について、その手続きは終わらずに実際上そういう大規模な搬出が始まるというのはおかしいと思いますよ。そこはどうですか？
 事業者3) 1点だけ、設計者としてお伝えします。まず最初に試掘、試し掘りをして実際どのようなものが出るかもしれないというような試し掘りをします。その後、本掘という作業になりまして、そのあたりは市の方と色々と説明、協議をしながら、何をどれまでやるかっていうような協議を進めて行きます。

で、今黄色いバーの開発し、鎌倉市の開発条例における開発事業における手続の条例ですけれども、協定締結というのが今のところ、このバーでは11月の末になってございますけれども、この協定締結を行わないと本掘には移れませんというルールになってございますね。

住 民3) あ、ということね。という事は、本掘が、いや、この想定僕自身僕が相当住民としはおかしいと思いますが、さっき言ったね、納得という事においては。でも、仮にまあ11月末。で、そこから本掘が2ヶ月で終わるって事はありえないですよ。

事業者3) これは、最速スケジュールで一旦書いております。

住 民3) いや最速っていかさ。

事業者3) はい。

住 民3) ラ・アトレの、さっきこの次長さんのご説明だと試掘をした後、本掘までやる想定で5カ月半だというふうになっているんですが、本掘の方が試掘より明らかに時間がかかるはずで、それを11月下旬から1月下旬の2ヶ月で本掘まで一気にやりきるっていうプロセスはありえないんじゃないですか？

住 民6) いいですか？今の同じ話で、さっき説明に想定だけど8月中旬に試掘開始して、まあ1ヶ月ぐらいで本掘という想定で、この5.5ヶ月というのを書いているとおっしゃったじゃないですか。で、今のお話だと協定締結が本掘の条件になるっていうのが、鎌倉市のルールなんでしょう？だとしますと、今、これって仮に試掘1ヶ月だとしても、それがこの11月下旬の時点になって、そこから4.5ヶ月後になっちゃいますよね。その事業者としては辛い方だけど、そういう修正をこれかけないとならないってなっちゃうかと思うんですけど、そうなりませんか？

事業者2) まず結論から申し上げますとご指摘の通りでございます。11月末からの2ヶ月で本掘削が終わるかというところについても、可能性としては高いか低いかで言われたら低いと思っております。

住 民3) いや、ゼロでしょう。

事業者2) ゼロでは。本掘削の範囲の指定如何によってはあり得るっていうところで書かせては頂きましたけれども。

住 民3) そうだとしたら、前回ご説明されたね、確か土壌の搬出に、前回6月からって話だっけ、

事業者2) 私、3ヶ月から4ヶ月って申し上げました。

住 民3) 3ヶ月4ヶ月。それをね2ヶ月でやるって事になったら、ますます負担になるじゃん。そういう観点から言っても、交通安全から言ってもありえないし、普通はそういう本掘になったら、もう、一年近くかかるっていうのがこの鎌倉では常識だと思うんですけど。

事業者2) 時期に関してはすいません。繰り返して恐縮ですが、もっと長期化するっていう方が可能性は高いと思っております。

住 民3) そうであればね、やっぱりこういうものを想定とはいえずのは不誠実だと思うんですよ。だからそこはね、もう一回、次回でいいから今の議論を反映した、もう少し現実的なものをお示し頂けませんか？そうしないと皆納得しないと思うから。

事業者2) 畏まりました。で、合わせて今ご指摘頂いた事も一つご回答させていただきますと、8月中旬から1ヶ月程度でという私の発言につきましてですが、こちらについては、埋蔵文化財の鎌倉市の担当の部署から本掘削が必要か否かという回答の頂けるまでのスケジュールの想定でございます。なのでその方針が出たとしても、今設計者から説明させて頂いた通り、この黄色いバーの協定締結に至るまでは、本掘削が開始出来ないというところが、改めて説明を訂正させていただきます。

住 民3) すみません。1ヶ月半と言うのは、その試掘にかかる時間じゃなくて、試掘にかかる時間プラス鎌倉市の回答が来るまでの時間ということですか？

事業者2) はい。そうですね。

住 民3) じゃあ1ヶ月半、そのうちの試掘期間はどのくらいみておられるんですか？

事業者2) ごめんなさい。今ちょっと私もきっとその質問が来るなと思ったんですけども、ちょっと今頭に入ってなくて、ちょっと忘れてしまったのでごめんなさい。改めて確認させていただきます。

住 民6) そういうところは色々あるかもしれないんですけど、今、設計事務所さん説明あった通り、協定締結から今度は上に矢印がきちんとあって、そこが本掘開始。こういうその決まっている事、御社の想定という話とは別に決まっていて、この工程にクリティカルになってくるようなものを正確に表示したものを、次回提示して頂けるとありがたい。

事業者2) 畏まりました。

住 民6) より現実的になると思うんで。で、そこが試掘の結果や協議によってこの長さがどのぐらいになるからいいかは、今言えないのであれば、それはそれで想定せざるを得ないんですからね。ただ、今言われたように2ヶ月っていうのはちょっと現実的じゃないっていうような事は、やはり今想定出来るも

のを安全側なのか危険側なのか、その辺りがきちんとご説明して頂けるように常識的なものを入れて頂くという事でお願いしたいと思います。

事業者2) 畏まりました。

住 民2) ちょっとね。前提条件なんだけどね。前回も言ったんだけど、まだ何掘るつもりなの？5mも。地下の駐車場を。前回言ったじゃない、こんな8tのダンプがどこに捨てに行くのか知らないけど、今、この2024年問題でドライバーも少ないとか。そういう中において、あそこの辻説法通り、鎌倉大路だけどすごい車の量ですよ。であんなダンプが1時間に3台とかこの間言ってたじゃん。あんなだったら交通渋滞で、全部渋滞だよ、あの道。だから私が前回言ったように地下の掘削を止めて、隣に駐車場とか一杯空いているから。三井の不動産が駐車場2つあるよ隣。一軒南のその隣に駐車場は2つあるよ。一応、その駐車場今日数えてきたけど、15台。一つが15台、もう一つが11台か12台かな止められるんだ。三井不動産。だから地下を掘ってね。5mも掘ってね。埋蔵のなんかが出てね、延々とまた掘って掘ってね何か月も無駄にして、この間に水脈がめちゃくちゃになったり、交通渋滞するじゃん。だから前提条件の掘るっていうのを止めなさいよ。地下の駐車場を止めて。

住 民3) それはね、いや、その論点は重要な点で、

住 民2) だから、別の論点で私は言ってるんだよ。

住 民3) だから私たちがこれを今いろいろ詰めたのは、別に地下を掘る事を認めてる訳じゃないですからね。

住 民2) でも地下認めてるじゃん。

住 民3) いや、そうじゃなくて、この地下を掘る前提とした想定スケジュールについてご質問して、色々詰めただけで地下を掘るっていう事については一切認めてないですからね今の。

住 民2) だからね。スケジュールはね、もうそれ試作でどうのでもいいけどね。5mも掘ってね。それでこの面積、この体積で、膨大な時間と金がかかって、交通大渋滞だよ。市にも言うよこれは。あとは、議員もいるし、ちょっとなんか政治的にやらないとダメだね。こんな5mも掘ってね。言っとくけどね。私が生まれた時からね。御社が今これやろうとしてる土地ってね、大々的に掘削なんかしたことないんだよ。今まで普通の家がぼんぼんと建ってて相続が出来なくて売却して今の状態になったけれど。だからこれを掘ったらね、何が起きるかっつたらさ、もう予測がすぐつくよ。何かちょっと1m掘ったら何か出ました、じゃあもうちょっと掘ってみよう。3m掘りました。これだけ出ちゃいました。じゃあ後全部掘らなくちゃとかね。もう目に見えるようなあきらかだよ。それ以前に渋滞。8tトラックがあそこの道を1日に1時間に3台って言ったっけ？こないだ。

住 民3) 6台。

住 民2) 6台。どこまで捨てに行くのか知らないけど。トラックがそこから出て、あの小町大路を八幡宮側に行くのか、大町の方には十字路があって多分ダメだと思うから、北の方へ行って八幡宮のところなんて道が狭いしね。前回も言ったけど、ちゃんと読んでるのかな？車が2台すれ違うのがやっとなんだよ。あの八幡宮に曲がるところの角のところ辺なんて。だからあんなところにダンプか何か信号待ちになってたら全部渋滞ストップだよ。それ以前に小町大路に、もう一回言うけど、そのトラックが何台も何台も出入りして。そのたびに交通を止めてトラック出してトラックが入るからまた止めてまた入れて。そんな事やってたら交通渋滞で大問題だよ。鎌倉市にも言うよこれ。こんな無謀なあれで。

住 民4) あのすみません。

住 民2) あの道にね。あの道にね、今、小町マンションっていうのがね、大昔に建ってたんだよ。そこは、駐車場は地上になってんだよ。玄関脇にすぐにね。だから地下なんか全然掘ってないんだよ。だから御社が言ってるようにね14台と何、バイクを止めます。深さ5m掘ります、なお、なおかつ杭もやりますで、これ全面的にやりますなんてやったら計算すりゃ分かんじゃないの？深さ5mに面積かけて、土砂がどのくらい出て、どこに捨てに行くのか知らないけど。鎌倉近郊でそんな土砂を捨てられるところなんて、私はちょっと思いつかないけどね。業者もまだ決まってないんだろ？

事業者2) はい。

住 民2) だから、どこへ運ぼうとしてんのか、どこをどうしようとしてんのか業者も決まってなくて、そんな何か空想のなんかあれだけさあやってもしょうがないじゃん。

住 民4) すみません、この説明ももちろん重要ではあると思いますが、一番御社で悩まなくちゃいけない事っていうのは水脈、

住 民2) ちょっといい、ちょっとね今に質問に答えて、まだ掘る気での？5mも。だから私が言ったように隣とかね一軒隣一軒を挟んで南方に三井不動産の駐車場が15台ともう一つは11台か12台かね20何台止められる場所がある訳だよ。だからそこを御社は定期的に契約すれば、三井不動産今見るとさあ別に毎日毎日満車じゃないからさ。だからあそこ契約すればいいじゃん。これ膨大な費用がかかる

よ発掘費用もそうだし、時間がさっきで日程が足りない、足りないってみんな言ってる、あれが2月じゃなくて5月になって半年も遅れてどうのこうの。それ以前に運転手が集まんないよ多分。ダンプの。分かってる今の交通事情。2024年問題でドライバーが足りなくて、大変じゃないあちこち。でね、うちの近くに宅配の大きなトラックが夕方の4時とか5時の時間に止まるんだよ。それ止まっただけで、あそこの一応、車が2台通れるんだけどトラックが止まっただけでもう、こっち方全部止まっちゃってすれ違えないから、また渋滞だよ。だからダンプがそんな1時間に何台も何台も出入りして、そのたんびに何かこれが、はい車止まって下さいとかやったら大渋滞だよ。近所大迷惑だよ。分かってる？

事業者2) はい分かっております。

住 民2) 分かってたら、何で5m掘るの、3mで足りないの、試掘がどうのってやってる訳。だから掘るのやめなさいよ。

住 民4) いいですかごめんない。掘る止める事についてちょっといいですか？一番悩んで頂きたいのは水脈なんですよね。で前あの水脈検査を、

住 民2) だからそれは、私がいや、私が今言ったじゃない？さっき水脈の問題と、

住 民4) 違うの違う違う。

住 民2) 発掘の問題と、

住 民4) ごめんなさい違うのよ、違うのごめんなさい。

住 民2) 何？

住 民4) ですから、水脈の検査して下さいってこの前おっしゃったんですよこちらでね。

住 民2) だから、

住 民4) だから、それをちゃんとして、したらその結局いろんなところに、もしどいう風になってるか分からないけども、そんなに掘ること自体がアウトだと思われるかもしれないんですよ。ですからまず水脈の検査をしっかりして頂いて。

住 民2)、だから、

住 民3) 私は、

住 民2) だからちょっとあなたに申し上げるけど、水脈があるのはね、私も分かってる訳だよ。私の家にも井戸があったし。近所にもあるし、この間もご提言があったように井戸がとか言ってね生活水がって言われてるでしょう？みんな分かって私も分かってるし分かってるし、

住 民4) じゃあ掘るの、

住 民2) そそっちじゃん分かってないの。

住 民4) だから、それがはっきり調べたら、自分の目と耳でもう結果が出来れば多分掘れないだろうって思われるかもしれないんじゃないですか？

住 民2) だからね、

住 民4) だから調べて下さいって、

住 民2) だから水脈検査も水脈も全部補償しなくちゃいけないんだよ。

住 民3) 私、水脈の話は別途する、私は水脈でどんなに調べても他の井戸に影響が出ないっていうことは証明は出来ないと思います。科学的に。でやるかどうか別にしてね。でその上で、住民2さんもおっしゃったことに加えて。この前回これは議事録にも書いてあるけども、本格調査をした結果、これは非常に重要なものが出て来ると、だということになった時は、それはもう壊さずに全部保存するっていう事をこの前おっしゃいましたよね。

事業者2) はい。

住 民3) だからそういうことを考えても、地下をその掘らずに、何らかの形で建物を作るとというのがベストの選択肢だと思いますよ事業者の方々にとっても。住民の側から言うとな。まあ水脈の問題、それから交通安全、渋滞っていうのはまあ住民が迷惑するという事につけ加えて本当に老人とかね。その子供も含めて、みんなのその身体、生命の安全にかかわる話なんですよこの話は。

住 民2) あのさ、うちの前の通りをそれらしい時間に見なさいよ。学童が行ったり来たりする、お年寄りも行ったり来たりする、ちっちゃい子が行ったり来たりしてるんだよ。そこにさあ8tのダンプが行ったり来たりしたら凄いの危なくて、許せないよ。冗談じゃない。で、うちからの車も多分出せないだろうし渋滞しちゃえば。周りのここに居る近所の人みんな困る。みんな車持ってると思うけど、渋滞したら車使えなくなっちゃうよ。

住 民3) これ鎌倉市役所が鎌倉で一番危険な通りだという事をちゃんと堂々と発表してるんですよ。

住 民2) それも前回は伝えましたよね。

住 民3) それは、ご覧になりました？

事業者2) ご指摘頂く前から認識はしておりました。

住 民3) そしたらどうどうして、そういう計画になるんですか？

住 民2) だから、認識してんだったら、なぜ掘る、掘る、掘るって、5m もってとかさなんて言ってる訳？いや掘るの止めなさいよう。

住 民3) で、分かったらそういう認識をした上でこの土地を購入されたという事でしたら、それは自己責任ですよね。そういう事をやらないようにするっていう事を言われたとしても。

住 民2) だから代案として、もう一回言うけれども、駐車場が一軒隔てた南側に2つ繋がって駐車場。三井不動産が知ってるからここと交渉してみなよ。幾らで借りられて。その5m掘ってダンプをどれだけ確保するのか知らないけれど、土砂を棄てるんだって金かかるし、運転手がまず集まらないと思うよ。

事業者1) 住民2様、先般もご意見は頂戴しておりますので、

住 民2) 頂戴しているのはいいんだけど、ちゃんと理解して、対応どうするのかちゃんと考えなよ。

事業者1) そうですね。

住 民2) 私はだから駐車場を借りたらって言っててさ、

事業者1) ありがとうございます。

住 民2) 100%全然ダメだって言ってんじゃないくて、こうしたらどうって提言してる訳だから。検討ぐらいすればいいじゃん。三井不動産。

事業者1) 分かりました。

住 民2) 三井のリパークって書いてあるよ。

事業者1) はい。

住 民2) 両方合わせれば20何台まあ定期契約してる人もいるからさ、そこの契約解除がどうのこうのとちやよつとあれはあるかもしれないけどね。借上げちゃえばいいじゃない？

事業者1) ご意見参考にはさせていただきます。

住 民2) 参考にしないでさ、ちゃんとさあ、

事業者1) いや、ただ三井、今あの第三者の会社のお名前を出されても、私どももここでその先方の問題もございまして、即答は出来ませんので。

住 民2) だからね。場所的に、まあこういうのがあるよって今私が説明したんで、まあ交渉はね。御社に任せるけどね。私も三井に顔が効くから、別に私がちょっとやって言ってもいいけどね。御社はだから三井不動産と交渉行して、その定期契約であれでいくらでいくらでいくらでっていうのをさ。実際にあの駐車場で見ても、さあ、毎日毎日満車じゃないんだよ。満車になるのが土日の一部ぐらいでさあ。だから月々のなに売り上げ金額なんか大したそんなでもないと思うんでさ。だから交渉しなよ。次回までにちゃんと言って回答を。交渉した結果を三井不動産。

事業者1) ちょっとまた話がそれと今回の計画の話とまた違う形なので。

住 民2) だからそれが計画、計画がね、

事業者1) 駐車場、

住 民2) 掘る掘る掘るって言ってるから、まず掘るのを止めなさいと。で駐車場をって言ってるんで、隣にね。三井のリパークがあるんで、そこと契約したらどうですか？

事業者1) それは認識しております。

住 民2) それでね、

事業者1) はい。

住 民2) 我々も渋滞を回避出来るし、学童だとかなんとかいろんなお年寄りも行ったり来たりしてるからね。安全の為に。鎌倉市がだって危険な道路だって言ってるんだから。ちゃんと対応しなよねえ。

住 民6) 今日のアジェンダにね1, 2, 3, 4, 5ってあって、全体スケジュールについて、各階平面図について、建物外観、工事上の安全対策、その他観測井戸の設置についてがあるんですけど、手元に配られたのはこの2番の各階平面だけです。今あのリクエスト住民3さんがされてこれ、これが手元にあるから、これがいろんな問題があっても書き込めるんでね。ものの理解が出来るんですけど、今皆さんがご指摘しているようなこの工事上の安全対策とか観測井戸が今こちらで気にされている井戸の問題とか、これ資料ないんですけど。こういうところがなんかちゃんと配られて、あれちゃんときちんと説明がその資料で持ってなされるんだとなれば、こんなところで皆さんがこんなにあれしないで済むんじゃないんですかね？なんかちょっと、その口だけの説明を繰り返すことになるよ

住 民2) だから、

住 民6) 皆さん不安が募る一方だと思いますよ。

事業者1) すみません。取り敢えず説明をさせて頂きたいと思うんですけども。

住 民3) いや、そうじゃなくて、全部今の回答して下さいよ。

住 民6) そうですね。

住 民3) 取り敢えずじゃなくて。

事業者1) 住民2様のご意見に対して、現時点で地下を止めなさいというご指摘に対してですよ。まずご回答としては。

住 民2) でね、それ何故かと言ったら再三言うけども、危険な道路だし、交通渋滞したらみんなね、車も出せないって大迷惑なんだよ。だから近所の迷惑考えなよ。

事業者1) すいません。まず一旦私ども事業者側の回答としましては、本日ご用意致している各階平面図をご覧頂きたいんですけども、基本的には地下1階地上2階。住民2様のご指摘に対して、私どもご回答としては、地下は行わせて頂きたい、

住 民2) 地下1階はダメだと言って、駐車場もダメだって私は言ってるんだよ。住民の意見として。

事業者1) はい。

住 民2) 迷惑だ。

事業者1) で、住民2様からそのようなご意見を頂戴しておりますけれども、今回私どもがご提示させて頂いている各階平面につきまは地下1階地上2階建の建物のご説明ということで、あくまでも本日ご用意してる資料に関しては、ここまでの回答でございますので、今この時点で地下を止めろというご指摘を頂戴したとしてもこれに関しては私どもは、

住 民2) 前回前回言ってる、今言ったんじゃないよ、前回も言っているじゃない。

事業者1) 前回も頂いておりますが、事業者側の判断としてはご回答としては、地下1階地上2階建の、

住 民6) 今のご意見の根拠になっているのは？工事上の安全対策ですよ。順番変わってもいいから。じゃあそれを今ご指摘あったことについて、どのように今日ご説明されようとしているんでしょうか？

住 民2) だってあれでしょう。地下を作りますよって言ってるんだから、ダンプも行ったり来たりしますよって言ってる訳だろ。

事業者1) はい。まず工事上の安全対策ついてなんですが、こちらは埋蔵文化財の調査と関連をして参りますけれども、まずここでどれぐらいの土量を埋蔵文化財調査で搬出していくか。まあそうったところも絡んで来ると思います。

住 民3) いや、そうじゃなくてさ、ちゃんとこう議題にあるんだか資料を配らないとダメですよ。

事業者1) で、

住 民3) 資料ないの？

事業者1) ないです。

住 民3) ないんだったらこれ成立しないでしょう。説明会として。

事業者1) いやいや、まだ工事上の安全対策については、今口頭でお話しますけれども、この埋蔵文化財の掘削の範囲、並びに期間そういったもの。プラス土を搬出する量。こういったものが決まらない限りは私どもとしても安全対策も含めて、当然埋蔵文化財を調査する会社。新築工事を行う会社。それぞれが決定した段階でこちらに関しては確認が取れた段階で、皆様方にご説明をしたいと考えております。

住 民3) それは何時になるの？

事業者1) 当然この埋蔵文化財の確認をする時期でございますけれども、今事業者側が想定しているスケジュールで行くと今年の8月以降、こちらで鎌倉市と協議して埋蔵文化財の土量関係。まあ掘削の方法等が決まてまいりますので、その段階で、確定した段階で含めてある程度のご説明は可能かと、

住 民3) いや、それはおかしいですね。

事業者1) 考えております。

住 民3) 地下を掘ること。

住 民2) だからね、だからそれはね。埋蔵文化財はね。要するに掘る前提で今話をされてるけどね。いや、掘るの止めなさいって。もう何回言ったら分かるんだよ。

住 民3) だから地下を掘ったら必然的に危険だと。だから止めてくれ。というふうに住民2さんおっしゃってて、私も同じだと同じ意見ですよ。すなわち、それがね、要するに地下を掘るんだったら、どんな対策を取っても安全は確保出来ないんじゃないかという事を言ってる訳ですよ。それに対して、事業者の方々は、いや、それはもう先になんないと安全かどうかはお示し出来ませんって言うんだったらね。全然回答になってないじゃないですか。我々はだから安全性の確保が出来ないんじゃないかそもそも。という事を言ってるんです。

事業者1) はい。

住 民3) それについては出来るということを使うのであれば、ここで説明して下さいよ。

住 民6) 出来るって言う保証をね。

住 民2) 出来る訳ないよだいたいさ。もっとさ、よく道の状況を確認しなよ。

住 民3) だから出来る訳ないないというあの考え方が大多数の中で、それはそのこの緑のところまで行かないと分かりませんと言われたって、とても納得出来ませんよね。この時点で説明してもらわないと出来るんだったらこういうふうにやりますというね。

住 民) 納得出来ない。

住 民) 出来るって事をね。きちんと保証しない限りこれ進まないよ。逆に言ったら、こうなったら出来ませんから止めますという事をね、きちんと出さないとダメですよ。

事業者1) ただ、すみません。このまちづくり条例の中で、ご説明出来る範囲っていうものが限られております。私どもも当然、行政との各課協議もまだ進んでおりませんし。

住 民3) いや、それはおかしい。説明出来る範囲って別に市役所はね、前びろに何でも説明してくれって立場ですよ。ここまでしか説明しちやいけないうってことはないですよ。

事業者1) それは、

住 民3) 違いますか？

事業者1) すみません、

住 民3) いや、確認だけど。市役所との関係で出来ないって言うの？

事業者1) 違います。私どもがまだ市役所との協議も整っていない段階で確定出来る、ご説明出来る内容がここまですということをお伝えした、

住 民3) いや、ここまでっていうのは全く、じゃあ安全対策について分かりませんって言うの？例えば、前は3ヶ月。

住 民1) 4。

住 民3) 4ヶ月4ヶ月か4ヶ月間、1日8時間で毎回、

住 民1) 毎時。

住 民3) 毎時3往復。すなわち6台通るという想定がありましたよね。そこまでは説明した訳でしょう。で、我々は言うてんのは、じゃあ、そういう想定を前提としたら、それはどうやってあの鎌倉で一番危険な、道で安全は確保出来るんですかと聞いてんですよ。すなわち、鈴木さんがおっしゃってる議論じゃなくて、もうそのぐらいの想定を明らかにされた訳だから、その想定の中でご説明を頂きたいとまず言うてんですよ。1時間、1時間6台、4ヶ月続くと8時から、いや8時からね、

住 民1) 9時から。

住 民3) 9時から5時、忘れたけれど。

住 民1) 8時間。

住 民3) そういう前提であれば、それはどうやって交通安全を確保出来るんですかという事を聞いてんですよ。

事業者2) 現時点で回答出来る事と致しましては、もう皆様もご想像できる範疇かもしれませんが、現場に立ってもらってそのガードマンの数とか、まあ、そういったところでその普通の一般的な工事、一般的な道路の工事と比べて多い人工を投入して、より安全性を確保するとか。そういったところまでは回答出来るかというふうには思っておりますが、そのじゃあ、それより詳細その各人工がどのようにっていう具体のところまでは、現時点では回答は厳しいかなというふうに思っております。

住 民3) それ、我々はその人数がどんなに増えても交通安全は確保出来ないと思いますよ。それから渋滞の防止。これは人工がどんな増えても渋滞の防止は出来ないと思う。そこなんですよ。

住 民2) 渋滞してね、

住 民3) だから出来ない事はあんたたちしてる訳ですよ。

住 民2) だから、今言うてんのはね。あなたは鎌倉のうちの近所に住んでないから、そんなこと平気で言うのかもしれないけど。渋滞するんだよ。さっき私の言った八幡宮に曲がるところの角なんてね、普通の車が普通車の2台すれ違うのやっとなんだよ。そんなところにダンプかなんかが来て赤信号で待ってたら、もう八景から来る車、八幡宮から曲がる車、全部止まっちゃってさ。鎌倉大渋滞だよ。警察が何かに相談しなよ。

住 民3) 今明らかになったのは、そういうその人工を増やす事しか、対策を持ち合わせておられないという事が分かったの。そうであれば、これは我々としては地下を掘る事は反対せざるを得ないということです。何故ならば、それによって交通安全の確保、それから渋滞の解消って出来ると思えないから。住民2さんはね2台すれ違うのやっとなんていうふうに控えめにおっしゃいましたけど、実際はね、そ

の電信柱が立っているから2台もすれ違えないでしょう？

住 民2) ここはだめ。

住 民3) みんな待ってる訳ですよ。

住 民2) 待っている。待ってて止まってるんだよ。電信柱が邪魔なんだけどね。これどれろって、

住 民3) 待ってる時はね、歩行者も横を通ったら危ないんですよ。もうギリギリだから壁に。

住 民2) だからさ、実際にすれ違う時さあ、電柱があるとそこで待ってて向こうが通ったら、今度こうやってまた行く訳だよ。うちの通りを。電柱がうちの側にあるからさ。

住 民1) で、病院もあの沿線にあるので、お母さんが子供を後ろに乗せるなりしてし、ママチャリであの小さい子を乗せて自転車走ってるっていう。もうそういう道になってるんですよ、あそこが。

住 民3) だから結構、ご老人も多くてね。最近救急車も結構来るんですよ、あの地域は。

住 民2) だから、もう一回言うけどね。現地の現状を確認しなよ。空論で会社の中に閉じこもってパソコンやっただけじゃ分かんないから。夕方の5時前後とかさ。朝の混む時間とか。子供が帰る時間とか。確認しなよ現状を。どういう状況なのか。私がいくら言っただけ分かんないから、見てないから。今だから彼女が言ったみたいに、ちっちゃい子を背負った方もいるしね。あれだよ。保育園に乗せるんで、車を自転車に乗せて通るしね。あんなん、ちょっと接触事故だったら人身事故だよ本当に。あつという間に。だから現状を見なよ。事務所に閉じこもってないで。

事業者2) 畏まりました。ありがとうございます。

住 民3) それで代替案としては近隣の駐車場を手配するという事もあるし。それからその中で平面の駐車場を作って、それで面積が足りなかったら、その分、その全体の建築面積を減らすって事もあるし。それは我々の生活、生命の安全に関わる事なので、そういう代替案も含めて是非ご検討頂きたい。それで、それはこの説明会の終了するまでに、出来れば次回にそれについての検討状況をご報告頂きたいと思います。

住 民2) じゃちょっともう一回言うけど。前回は私同じ事を言っていて。駐車場が空いてるから契約したらどうって提案した訳だよ。それに対して今日は何も回答もない訳だろ。実際に業者が決ってないっていうじゃんその搬出のさあ。運転者が確保出来るのか出来ないのかとか。8tのあれが何台確保出来るのかとか。どこに捨てに行くのか。それで捨てたら1台当たり幾らなんのかとか。ちゃんとPL計算やってんの？掘る掘るはいいんだけど。掘ったら土砂の、どこ捨てに行くかさで捨てるのも、ただで捨てられないからね1台当たり8tも捨てたら幾らかかるか知らないけれど私は専門じゃないで。それちゃんとPL計算をすればいいじゃん。PL計算分かる？幾ら。5m掘ったら幾ら費用がかかって、ダンプ代が幾らだ、あれがどうで、土の廃棄代が幾らでって。運転手の今賃金が上ってるから、何人何台やるのか知らないけど、膨大な数字になると思うよ。だから掘るのを止めなさい。私は老婆心ながら言ってるんだよ。渋滞もあるし。兎に角現場見なよ。現場を。

事業者2) 畏まり

住 民2) 混んでる時間層が子供たちが帰る3時前後とか。朝の通勤の時間帯だか分かんないけど。特に小学生の子供が多いよ凄く。で、清泉とか結構学校が多しね。小学校もあるし、付属もあるし、小町大路の一番つきったところの八景に曲がる手前のところに真っ直ぐ行ったら小学校がある。で、そっからの学童が帰って来るとか。で、みんなほら3、4人ずつ横になったり、しゃべりながら帰って来るから。そんなダンプがそんなの危なくってしょうがないよ。

住 民7) あのすみません。

事業者2) はい。

住 民7) 開発事業者いろんな方いらっしゃいますけど、お尋ねする事度々あるんだけど、具体的に鎌倉にこのエリアにお住まいになる方、この計画の中でいらっしゃるんですかと私聞く事あるんですけど、今回いらっしゃいますか？

事業者2) 鎌倉在住はいないです。

住 民7) やっぱ地域的事を知って頂きたいんですよ。そもそもこの開発に向いているところかどうかというところからスタートすべきじゃないかと思うんですよ。

住 民2) だから、見に行きなさいよだから。私相手してやるよ、連絡くれれば。

住 民8) 今住民から反対の理由は沢山出ているんですけど、私が思うのは事業者の方にとっても、その地下をこれだけ掘るといふプランがいいプランなのかどうか凄く疑問に思うんですね。

事業者1) ちょっとお待ち下さい。

住 民3) マイクを。

住 民2) ワイヤレスマイクみたいな、準備出来ないの？

住 民8) ちょっとマイクで失礼致します。

事業者1) はい、お願いします。

住 民8) 鎌倉にどなたも住んでいらっしゃるという事なんですけれども、鎌倉は湿気が非常に高いことはご存じいらっしゃいますか？

事業者2) まあ海が近いという事。

住 民8) はい、都内とはまるで違います。私どもは数年前から鎌倉に住んでいるんですけれども、1階でもカビとか物凄く生えます。東京とは全然違う事に大変驚きました。で、ましてや地下などを作ってしまったら、そこが湿気がどれだけ溜まるのかと考えると、もし私が凄くこちらのマンションに魅力を感じて、購入したいなと思っても、絶対に地下があるマンションは私は避けます。で多分、おそらく鎌倉にいらっしゃる方が地下のあるマンションを、鎌倉の事を良く知っている方は地下があるマンションを購入したいとは思えないと思います。で都内で私もこのように地下があって、ドライエリアがあってっていうマンションを拝見した事もあるし、実際に中に住んでいる方も存じておりますけれども、そのドライエリアって言っても風通しはそんなにある訳じゃありませんよね。まあ、都内ではどうにかなってるようなんですけれども、鎌倉でそれが出来るのかっていう事が凄くこのプランを見た時に不安に思ったし、住民の為と言うよりも、住民も色々な問題を感じているので、地下を掘削することは反対なんですけれども、事業者の方がその鎌倉の土地柄の事をどのくらい考えて、このプラン地下を作るというプランを建てられたのかなと思っております。でその点は如何なんでしょうか？

住 民2) 答えて。

住 民8) そのことも合わせて、今回住民の反対意見と合わせて、このプランを再度もう一度検討された方がいいんじゃないかと思います。

住 民2) 再検討だよこれ、地下を(聞き取り不能)。次はワイヤレスマイク用意して。持ってきてりゃいいじゃん。

事業者1) ないです。

事業者2) まずは、ご意見ありがとうございます。大変参考になります。もちろん鎌倉がまあ東京と比べてより湿度があつていう。そのご指摘についても踏まえた上で我々はこの地下の計画をどのようにしたらそういった懸念、もしくは不具合ですね。そういったことが発生しないかというところは、設計者も含めて一緒にまさに考えている最中ではございます。で、また、その観点からではありますけれども、改めてその皆様他のご意見も含めて、その地下を計画する事への反対の意志だということも賜りましたので。他の皆様も含めまして、改めて意見として賜って行こうというふうには思っております。

住 民2) ちょっとさあ、言葉尻を捉えて申し訳ないけど。今日、今日言ったのは地下をダメだよってたら今日初めて言ったんじゃないくて、前回の議事録見てみなよ。前回同じ事を言って地下はダメだって言って、駐車場借りたらって提案してる訳ね。今日初めて聞いたような事言わないでよ。

事業者2) そちらは私の発言が間違っていたかと思います。そういったつもりではなかったですけれども、今日地下が反対という意思を今日初めて聞いたという事を私も考えておりま、ほぼ認識もしておりますし、前回から反対のご意見頂いたというところは、たま、十分認識する次第でございます。

住 民2) 地下がダメだっていうのは、彼女はね今日初めて言ったのかもしれないけど、前回土地を、土を掘るのがダメだって明確に言った訳だよ。駐車場を借りたらと。交通の問題もあるし安全の問題もあるよとさ。だから前回のあれが何にも生きてないんだよ。時間も無駄だよ全く。だからもう地下止める。はっきり言いなよ。要するにPL 計算をやってないだろう、PL 計算を。土を捨てるので幾らかかって、走行賃が幾らで、その土を捨てるのが幾らで、ちゃんと計算しなよ。

事業者2) 今もその検査の話であつたりとか、水脈・水道の調査を含めてですけれども、そちらの結果等々を踏まえて、こちらは対応を決めて参りますが、大変申し訳づらいですけれども、現時点で地下を止めますというところは我々今想定しておりません。まあ、こちらにつきましては、回数を重ねて、皆様のまさにご納得を頂くところまで我々は尽力したいとそういった方針で本日は参っているのです。前回の指摘に対して非常に、なんだろうな。ご意向に沿う回答になっていないというところは非常に心苦しいところではあるんですが、今日はそういった考え方で参っている次第です。

住 民2) いや、これだけ言ってね言うこと聞かないんだったら、私は行政とか警察とか、あと国会議員ですね。必要な対処をするよ。地下を掘らせるなど。

事業者2) これに関しても何か私は回答した方がよろしいでしょうか？

住 民2) だから全然考え方が前回と何にも変わってなくてさ。地下をやります。5m 掘ります 3.5m のどうのと言ってんじゃん。前回明確にね。地下を掘るのが止めろって言って、駐車場を借りなさいよって提案した訳だよ。なんでそういうに考え変えないの？住民がダメだって言っても。だから行政処置を取るよ。

事業者2) そういった措置を取るっていうところに関して、まあ、我々はそれを止める権利はないかなというふうにまずは思っておりますが、

住 民2) だから交通安全上の問題がある。学童の問題がある。年寄りが一杯いる。渋滞が発生する。こんなの考えりゃ直ぐ誰でも分かるじゃん。鎌倉市が認可するとは思えないんだよ。認可しなかったら、鎌倉は何も検討してないってということで、私から直接鎌倉市に言ってやるよ。

事業者2) 今、様々なご指摘頂いておりますけれども、そちら一個一個その調査確認全くしないということはもちろんございませんで、一つ一つ確認はさせていただきますし、前回まさに発言した通りそれでやっぱりこの問題を解決出来ないというところで、我々もまあ我々が逆に納得した際にはもちろん、そういったところで事業を止めるとか止めないとか、そういったところも含めた判断も当社はさせていただきますけれども、今日、この後調査のご説明も、あと調査というのは水道の調査ですね。ご用意はしているんですが、まずはそこは一つ一つそのステップは進めさせて頂いて、その中で判断はさせて頂きたいと。現時点で地下を止めるっていうのはちょっと我々としては、まだ時期尚早だと思っております。

住 民2) だから掘るのを止めれば。水の道の調査も多分必要ないかもしれないし。分かる言っている事。だから、5m も掘るなんて言うから水の道があるとか、埋蔵品がとかっていう話になる訳。だから掘らない。杭を打つだけであとのコンクリート流すだけで作りますと、変えりゃいいんだよ設計方針を。

事業者2) そちらについてはもう繰り返になってしまうんですが、ご意見を賜っている事は十分認識しておりますけれども、

住 民2) 御社のトップ今度連れて来てよ。御社のヘッド。

事業者2) ヘッド連れて来てもあまり変わらないといいますが、もう私が最終判断だと思って頂いて結構です。

住 民2) 何言ってんだよ。上司の命令で言えばさ、あなた考え方変えざるを得ないよ。

事業者2) だとすると、

住 民2) サラリーマンだろあんた。サラリーマンだから上司がダメだって言ったらダメだ。

事業者2) 上司がダメというか否かというところ、あまり関係なくてですね。

住 民2) だからさ、上司に私が直接言ってもいいよ、アトレも。鈴木さん取締役で社長がいるんだろう？

事業者1) は、

住 民2) 鈴木さんが取締役で社長がいるんだ、

住 民3) 鈴木さんは別の会社でしょ。

事業者1) 私、別の会社です。

住 民2) ラ・アトレは次長さんでしょう。

住 民2) あっそう、別の会社？

事業者1) はい。

住 民2) あんだけ言っても何考え方変えないの？御社。

事業者2) 現時点では。

住 民2) なんで？

事業者2) まだ頂いたご意見が確かにその通りであるところについては、これから確認させていただきますので。

住 民2) だから私の言ったことが、その通りであるかないか、現場を見に来なさいよ、私が案内してやるから。

事業者2) 畏まりました。

住 民3) 確認の上でだから次回検討結果をお伝え下さい。それでまた議論しましょう。それでいいですか？

住 民2) だから、こんな話をずっとやっても埒が明かないから、まず現場見て、PL 計算して。PL 計算分かる？土を捨てんのに幾らかかって、時間がどれ位かかって、トラックの幾らかかって、

事業者1) 先ほど承った話ですので、すみませんちょっと時間も色々、

住 民3) いや、だから、

事業者1) その話だけで終始してしまうのが、

住 民3) いいから、確認させてもらおうとおっしゃったので、ラ・アトレの方がね。従って次回までに確認して、検討した結果をお伝え下さい。と。それで今日は別の議題に進んだ方がいいじゃないですかと言ってんです。そこはどうですか？それは単に聞きましたと言うことだけじゃ、先に進めないでしょう。

住 民2) 地下を掘る前提でこの先の話進めたって聞く耳持たずだよ。たった今地下止めなさいよ。

住 民3) 次回回答頂ける、ということでもいいですか？

住 民2) 即答出来ないんだったら、会社へ持ち帰って社内でこういう意見があつて強行に言われてるってんで社内でちゃんと検討しなよ関係者。だから、兎に角、もう一回言うけど、道の状況を見に来なよ。私相手してやるから。

事業者1) 前回頂いた内容、地下を止めて欲しいという、止めたほうがいいよと言われた事に対するご回答が先程■■■が説明した内容でございますので。

住 民2) 何にも変わってないじゃん。

事業者1) 変わっておりません。

住 民2) ふざけるんじゃないよ

事業者1) で、会社にこれをまた持ち帰ったとしても回答自体は変わらないというのが、

住 民3) いや違う。それはだって今、安全対策を聞いたら今分からないと。

住 民2) だってさあ、

住 民3) 安全要員を増やすだけだと言ったのに対して、我々安全要員をどんなに増やしたとしても、これは解決出来ないですよ。言ってる訳ですよ。

住 民2) だからさあ、

事業者1) すみません、

住 民3) それから近隣の。近隣のね、駐車場を探したらどうですかと。それから更に言うと、戸数あるいは面積を減らしてでもね、地上にこの敷地内の地上に駐車場を作ったらどうですかということも今日初めて言ってる訳で、それについては全くね、それは取り合えませんという事ではないんでしょう？さっき、だってその地下をやるかどうかというのを判断するのは時期尚早だっていう話までおっしゃってるんだから。だからそれについては次回までに検討するという事にしないと、これは全く我々のむしろ納得するプロセスに入ってなくて、むしろ納得しないプロセスにどんどん行ってる訳ですよ。

住 民2) だからさあ、前回も言ったのに何にもね、それもなんかカウンターメジャーっていうか対策も一切何にも言わずにね、やりますやりますこの日程ですって言ってんじゃない。

事業者1) 私どもの認識としては、前回各階平面図がないとこの事業の概要も分からない、スケジュールもないと分からないというお話の中で、今日改めてこのような説明会を開催させて頂こうとなりましたので、一旦お配りしている資料の

住 民3) いや違う、違う、

事業者1) 説明をしたいと思っておりますし、

住 民3) いや、鈴木さん、鈴木さんね。

事業者1) はい。

住 民3) 違うでしょう、さっき言ったあなたがこの前言った話は、前回地下を掘るのは反対だと意見を聞いた上でそれに対する回答が今日の説明だということを、

事業者1) その答えは変わっておりません。

住 民3) え？

事業者1) その答えは変わっておりません。

住 民2) だからそれは絶対に認めないって言ってんだよ。

住 民3) そう。

住 民2) だから分かってないな。全く。

事業者1) いや、あの、

住 民2) 会社のあれ連れて来なよ責任者。あなたの上誰だか知らないけど。関係のあれさ。私が言ってやるよ。鎌倉市にも言って、言わなくちゃいけないんだったら言うよ、私から。

住 民3) これはやっぱり、こういう説明会って対話のプロセスなんで。考えは変わっていないっていうんだったら、どうして変わっていないのか、我々の懸念をどうやったら解消出来るのかという事をきちっと説明しないとね。対話にならないし、とても納得まで行きませんよ。だから、それをね前回、対する意見に対する回答が、地下を掘る案で変わってませんというふうに言うんだったらね。何のためにこれやってんのこれ。ちゃんと理由を言って、これもう住民の皆さん、そこはこういう風にやるから大丈夫ですと、安心して下さいと、というような回答がないと進まないじゃないですか。

住 民2) でもそんなのはもう期待出来ないね。この会社にはね。

住 民3) だから期待出来ないってことでいいんですか？それとも期待していいんですか？そこはそこだけイエスかノーでお答え下さい。答えて。

住 民2) 考え方変えないんだろ？変えないんだったら、もうだからこういう会議もやめ。私は行政なりどこなり必要などころに対処をやるよ。

住 民3) いや、それはこういう会議。あの要するに我々納得しないから。それに対して答えないとね。だからそれは御社としては納得しない限り進めないとやったんで、進められないだけです。それがね、我々納得するような対話をして下さいよ。

住 民2) だから前回もね、地下を止めてこうしたらつってね。もう再三言うけども駐車場が一軒隔てた南方にね、三井不動産の駐車場が空いてる訳だよ。だからそこと契約すれば話は済んで。

住 民3) だからまあちょっともう我々も同じことを言ってるんで回答下さい。これに対してどうですかって。

事業者7) あの駐車場についてだけちょっとお話をすると、

住 民2) 駐車見てんのあなた？

事業者7) え。今回分譲マンションで我々検討してまして、建てたマンションは分譲します。で、その購入されたお客様はそれなりの対価で購入して頂くんですけども、駐車場については、今は近隣の駐車場があるのかもしれませんが、この駐車場は未来永劫、駐車場として借りれるものではないで。

住 民2) だからそれはね契約上の問題で、

事業者7) いえいえ、

住 民2) (聞き取り不能) 契約で借りられますよね、

住 民3) 建築基準法の規定としては、そこに敷地内に駐車場が用意出来なかったら、近隣に用意すればいいということになっていますよね？

事業者7) そういうケースもあります。

住 民3) いや、そうでしょ？

事業者7) 但し、分譲マンションとして考えた時に、事業なのでこれが売れないものでは仕方がないです。で購入される方は未来永劫をその自分のマンションの下に駐車場が確保出来ない可能性があるって言う事になると、商品としては成り立たないんで、

住 民3) であれば、それはね

事業者7) 申し訳ないんですけども、

住 民3) それは近くの土地を、

住 民) だからね、

住 民3) 買えばいいじゃん。

事業者7) 全部買って、その購入する土地があって、その、

住 民3) それからもっと言うと、私が言っているのは、もし近隣でそういう手当が出来なければ、敷地の中に作って下さいって言ってるんですよ。

事業者7) はい、残念ながらこの地域は高さが抑えられてしまうんで。

住 民3) いや、そうじゃなくてね。

事業者7) まあ、高い建物が建てられれば下に、

住 民3) いやいや別に低層でね。その分、その戸数を減らせればいいじゃない。

事業者7) なかなか難しいので、

住 民3) いや難しいって、いや戸数減らせればいいじゃない。

事業者7) 申し訳ないんですけど事業で、

住 民2) だからね、ちょっと待って事業って言うんだったらね。土砂を運び出すコスト費用 5m 掘る、その費用ね土を捨てんのに幾らかかる、人件費が幾ら、

事業者7) それはあの、

住 民2) PL 計算、

事業者7) それは考慮した上で事業計画は立ててるんですけども。

住 民2) 立ててそれでね、それを購入者に上乗せする訳だろう御社は。かかった費用は。

事業者7) なかなか今工事費は高いんですからね。

住 民2) 購入費にだから上乗せする訳じゃん。御社の PL 上は。

住 民3) でも事業計画立ててるっておっしゃったのは重要な発言で、これまではまだ分かりませんってことだったんで、今立ててる事業計画に即して、これはどのぐらい採算性が落ちるのかっていうことをまず説明して下さいよ。そしたら、代案の出しようもあるのよね、我々。

事業者7) 工事の件なんですけれども、

住 民3) だから想定想定販売価格、それから工事費それを教えて下さいよ。

事業者7) 安全上の問題とか色んなご懸念は当然あると思います。

住 民2) だからさ、単純に言えば地下を掘るね。莫大な費用もね、

事業者7) はい。

住 民2) それぞれの一戸建の、一戸毎に上乗せしてやるよりは、近所に駐車場を借りてやって安くしてやった方がいいんじゃないのと。

事業者7) なかなかその借りて駐車場の話は難しいので。

住 民2) 御社で買えばいいじゃない。

事業者7) 本当に工事上のご迷惑って言うのは周りの方にお掛けするのは、間違いなくお掛けするのでこれについては、

住 民3) 迷惑をかけるって言ったいいましたね。我々迷惑をかけないでくれって言ってるんですよね。迷惑をかけるって言うのは相当開きなおりじゃないですか。

事業者7) ただ、工事をする以上どうしてもご迷惑はお掛けしないです事は多分出来ないと思います。

住 民2) だからそれを最小限にしてね。

事業者7) 最小限にしていけないといけない。多分なかなか我々も施工会社ではないので、あの。

住 民3) いや違う。

事業者7) どこまでどう伝えたいとかっていうのは？

住 民3) 施主なんだから迷惑をかけないんだったら地下を掘らないのが一番だって言ってるんですよ。

事業者1) ちょっとすみません。他の方のご意見もありますのでよろしいでしょうか？

住 民3) 他の方は誰が言ってるんですか？

住 民9) いいですか、そもそも鎌倉市の条例の1条と3条を見て下さい。ちゃんと。これだけ住民が反対してるって事は、住民との協力もないし、公共の福祉の安全も出来ないからみんな文句言ってる訳でしょ。だから地下を止めて下さい。低層にして下さいとか、戸建にして下さいって言ってる訳じゃないですか。それがちゃんと条例の1条と3条に書いてあるんですよ。それを事業だとかって言って迷惑をかけるっていうのはおかしいですよ。条例違反ですよ。地方自治法の14条でちゃんと条例が

事業者7) あの、大変申し訳ないんですけど、

住 民3) それでね、おかしい。

住 民9) 成り立ってるんですよ。それを事業だから個人の所有地だから事業だから迷惑を掛けますっていうのは、そもそもおかしいですよ。

住 民3) 企業の社会的、責任を果たしてないと思いますよ。で、さっきね確認してびっくりしたのはね。鎌倉市で一番危険な土地だって、我々が指摘する前から知ってたっていう訳でしょう。そしたら、そういう土地でこういう計画をするために、土地を勝手に買った事業者の責任じゃないですか。そもそも。自己責任ですよ。当然、そのこの開発のね、プロとしてはそういう論点が出るっていうのは想定するべきで、それを想定したこれが出てきてね、や、迷惑かけるの当然ですと言われても我々は全く納得出来ませんよ。いや、おかしいんじゃないの？

事業者6) ご迷惑かけることは大変申し訳ないとは、まあ今おっしゃられた通りではあるんですが、これ以上議論は当然平行線だと思いますし、これ以上ご意見がある場合は、ご意見書としてご提出を頂いて、

住 民2) そういう問題じゃなくて

事業者6) もうあの形を取らないとですね。もう一旦これで説明会を終わりにさせて頂いて、すなわち市にはです。ね説明会開催結果として結果は皆様のご意見として、我々きちんと曲げることなく提出をさせて頂きますので、ご意見書として送らせて頂くという事でさせて頂けませんか？

住 民3) いや、それはね、

住 民2) 直接ね、

事業者6) もうこれ以上あの申し訳ないんですけど、我々もご迷惑かけずにですね、やりたいと思っているんですけども、もうどうしようもなくてですね。

住 民3) それはね、

事業者6) 申し訳ないんですけど。

住 民3) それはね、いや、それは重大な発言ですよ今の。要する住民の皆様が納得した上で次のステップに進むと言うことをね、前回も言い、議事録に残ってますよ12ページね。で、今回も確認したのにそういうことをおっしゃるっていうのは、まずその今言葉を撤回して下さい。

事業者7) 今後もお話はずっと継続して、これで終わりにはいないんですけど。

住 民3) 次のステップに進む、いや、次のステップに進むっていうのは鎌倉市の、この鎌倉市のまちづくり条例の手続きのことでステップというのはね。と言ってるので、だからもしね。前回言ったことをね舌の根も乾かないうちに、今、そういうことをおっしゃったとすればね。

事業者6) 申し訳ありません。

住 民3) それは撤回して下さい。撤回しない限りはね。全く信頼関係なくなりますよ。どちらですか？撤回するのかしないのか。

事業者6) すみません。

住 民3) だからどっちなの？

住 民2) 謝ってないでだからね言われたことをちゃんとね、検討しますとかね、次回までにどうしますとかね、ちゃんと言いなよ。

住 民1) 撤回するのか、

住 民3) 撤回するのかもしれないのか？言ってくれ言うんですよ。

住 民1) それは重大なことですよ。

住 民3) そう。

住 民) 謝ってるだけじゃなくて解決しなくちゃ、

住 民3) そもそも、

住 民) 解決しないなら解決しないでもいいんですよ、

住 民3) そもそも、ラ・アトレの人はね、

事業者6) 申し訳ございません。回答を持ち合わせておりません。

住 民3) ということは撤回するってこと？しないってこと？

住 民2) 前回言ったことに対して何の検討結果もないのは何でっていうのはあれでね。まだその掘ります、掘りますあれはしてますってやってんじやん。

住 民3) 今の発言がだから重大なんです。要するに住民の人たちが納得するするまで次のステップに行かないということを今日も、前回も確認した訳ですよ。オンレコードで。それについてあなたは次のステップに進まざるを得ないという事を言った訳ですよ。この反対をその議論をしてね今。現時点では平行線だから。だからそれについてはどうなんですか？

事業者6) 申し訳ございません。私は意見がどうしてもこの纏るようには思えなかったものですから、申し上げました。

住 民3) いやだからだからそれは撤回するのしないの？あるいはどう会社としての今の見解ですか？重大なこれ話ですよ。

事業者6) どうでしょうか？

住 民2) はっきりしなよ、はっきり。これだけね。反対してね。駐車場はこうしたらとか提言してんの、何の検討っていうか、そういうのね。案を持ってこずにね。何も変えずに掘りますやりますってやってんじやん。

住 民3) だいたい、ラ・アトレの人がこうやって座ってて、急に何かその議論がおかしくなった、そっちからちょっとい出してね、すみませんっていうけどね。あの人たちはね。

住 民2) ■■■さん？

住 民1) ■■■さん、今発言されたね。

住 民3) ええ、これはラ・アトレとしての意見だという事なんすか？だからラ・アトレとしてのこれは意見なんですか？そもそもなんでこんな離れて座ってんですか？あなたたちがいつも。

事業者2) ええ、まずラ・アトレの意見か否かというところにつきましては、もちろん、会社の責任を背負って、この場に、席は離れてはいますが立っておりますので、個人的な思いつきでものを申したものではありません。私。事業この事業、この物件の責任者は私ですけれども、もちろん同様に責任を持った発言をした次第でございます。で、その発言の内容が私の発言と矛盾しているじゃないかというところですけども、そちらにつきましては、私も■■■も■■■も全員、もちろんご納得を頂こうと、皆さんのご納得を頂いた上で、次のステップに行こうというところは、

住 民2) ちょっとさ、まずね、

住 民3) ちょっと最後まで住民2さん、ちょっとごめん、ちょっとごめん、最後まで聞きましょう。

住 民2) 先に言わないと。

住 民3) いやいや、違う違う。

住 民2) まあいいやじゃあ、言って。

住 民3) 言って下さい。

事業者2) ご納得を頂いた上で次のステップに行こうというところであの私は申し上げました。今日、本日もその確認のやり取りがあったかと思います。で、今■■■が言った通りなんですけれども、その納得っていうところが、彼の中では、もうこれは無理なんじゃないかというところで、今の発言があったのだというふうに思っております。今日、例えばこの発言をするとかしないとか、発言があるとかないというところまで、私と■■■の間で何かこう事前の擦り合わせがあったりとか、そういったところではないんですけども、彼の中で皆様との会話が非常にうまくいっていないというところの中で出てきた発言であるというふうに思っております。でいう中で。

住 民3) で、結論はどうなんですか？

事業者2) 結論と致しましてはと言いながら、ちょっと長くなりますけれども、彼が申し上げたことに対して、私が補足をさせて頂きます。今このスケジュールに出ている今、まさに今だからこの赤いバーの途中なんですけれども、我々として、ご提案にはなるんですけれども、もちろん今後の調査如何ではありませんけれども、次の黄色のところ、例えば本当に水道が本当に大変な事になっているとか、もしくは湿気の対策がどうしようもないとか、まさに一番ご懸念頂いている交通量の課題が解決が出来ないとかっていうところを我々の中でも、もしそういったところが明確になったならば、もちろんそれは事業を止めるとか判断はさせて頂くので、今赤のステップじゃなくて、黄色のステップの中でそういった判断をさせて頂けませんかっていうところで申し上げた次第でございます。

住 民3) だからそれは。まず、前回と今日お話を、ご確認頂いたのは次のステップに進まないっていうのは明らかにまちづくり条例に伴う説明会の成立ってところに関しても、ってことで、まさにまちづくり条例にともなう説明会の成立というステップを超えるかどうかという議論をしているので、ね、ということですね。

事業者2) はい。

住 民3) だから、これまでは納得しない納得が前提だと納得頂いた上で次のステップ。即ち条例に伴う説明会の成立。まちづくり条例に伴う説明会の成立。この赤の一番最後に進むという話でしたよね。

事業者2) はい。

住 民3) そこはいいですね？

事業者2) はい。

住 民3) で、それで今回はそれを変えるのか変えないのか？

事業者2) はい。

住 民3) 今のだから、■■■さんはひたすら謝っておられるけれども、撤回するもしないとも言わない訳ですけども、会社の見解としてね、このこれほど我々がその問題視しているね。地下を掘るという事について有効な回答を一切されない訳ですよ。例えば4ヶ月にわたり1時間、6回8t車がやるということについても、それを前提とした対策についても、交通安全員を増やすという回答しかない訳。我々はそれでも本当に出来ないと思いますよという事については何にも答えがない訳ですよ。そうですね。今日は今日の時点ではそういう答え、ない訳ですね。それで、そういう中でね。我々としてはもっとそのそちらの具体的な対策を知りたい。それから迷惑をかけてすみませんと、迷惑をかけるのは当然です。という発言があったけども、迷惑をねかけないようにするってことは色々対策がある訳ですよ。例えば近隣の駐車場を確保するとかね。その地上の駐車場で対応するとか。様々な問題ありますよね。それについて何らの回答もないまま、それで次のステップに進むという事をおっしゃっていると、そういうことですか？

事業者2) 凡そ間違っていないかとは思ってはおりますが、多分、今私が何に引っかかっているかなっていうと、その発言の撤回っていうところ。そこのニュアンスなのかなというふうには思っております。

住 民3) え、どうして？だってもう説明これで打ち切ってね。出して下さいと言う事を言ったから。市役所に出すと言った訳でよ。で、それをやるかやんないかっていうことなんですよ。

住 民1) 凄く大きい。そこって凄く大きい、

住 民3) 決定的な大きなことでしょう？それが撤回するか、撤回しないのかっていうことについて質問するのは当然じゃないですか？

事業者2) 分かりました。そうですね。お言葉。その撤回という言葉借りるならば、まさに納得頂いてから次へ進もうと、と言う私の言葉が撤回されて、その次の黄色いステップのところの皆様と協議を重ねながら、あのご懸念頂いている所についての回答を少しずつさせて頂きたいという、

住 民1) え、■■■さんの言葉を撤回するんですか？

住 民) 先ほどの、

住 民1) ■■■さんと言った事を撤回するのはおかしい、

住 民) 先ほどの文言は撤回をするということなのか否かということです。

事業者2) ああ、そうか撤回はそっちでしたね。そうですねあのごめんなさい。大変失礼しました。あの■■■の意向というのはもちろん、彼個人の思いつきではないのでラ・アトレとして改めて申し上げますけれども、その赤のステップと皆様の納得なしに進めるっていうところを。まあ、そういった我々がそういった考え方で、今までこのやりとりを皆様と進めさせて頂いている方針の方を、撤回させて頂いて黄色のステップに皆様と進みながら、ご懸念頂いているところについて、沢山何度でもお時間頂いてご説明をさせて頂きながら、協議をさせて頂ければなというふうに思っております。

住 民2) いや、だからね。根本はね。これを止めてよとか、これダメよとかね、駐車場をこうしたらとかね、そ

ういふのに対してさ何の検討もしてないんじゃない？御社は、検討したけど、費用がこれだけかかってどうのこうのとかね。何か検討した結果かなんか全然ないじゃん。地下を掘るなっつってんの、何も変えてないじゃん。検討もしてないじゃん。検討してないだろ。

住 民3) それからね、まあ、

住 民2) ちょっと答えて、何で検討しないの？

事業者2) こちらの回答も繰り返しになってしまうんですけども。

住 民2) いや、だからなぜ検討しないのって聞いてんの？

事業者2) 現時点では地下の計画を止めるという想定を我々はしていないからでございます。

住 民2) 我々がこれだけダメだって言ってるのに変えないの。

事業者2) 現時点ではその考えであります。

住 民2) それは何で？なんで変えないの？住民がねダメだって言って地下を掘るのと、代わりに駐車場でもこうしたらとかね。やってんのにな何でそれをさあ変えないの？考え方を。これだけ時間がかかって、3月31日にやってからもう20日は経ってんじゃない。何やってたんだよ20日間。業者も決まってない。費用のPLも多分計算してないだろう。PL計算にPL計算もしてないんだろう？土砂を運び出して幾らとか。何で、検討しない。

事業者1) 住民2さん、申し訳ないですけども、もう同じ話の繰り返しに関してはもう承っておりますので、それが今■■■■が回答した回答だということになりますから、

住 民2) だからね。

事業者1) いや、もう。

住 民2) 私が聞きたいのはね、

事業者1) 私が私どもは今日の説明会の主旨をこのように纏めさせて頂いておりますが、一向に進めさせて頂きたいという事で、ごめんなさい、一向にではない。私どもとしては、このスケジュールに沿って進めさせて頂きたい、かつ今日ご説明する内容まで、このようにご提示をしているにもかかわらず、結局そのような同じ話でご説明をさせて頂けなかった。これはもう前回も全く同じなんですけれども、また今日もまだ時間がということで、区切られてしまうというようなことは分かります。で、もし次回説明会をやるにしても、あくまでも任意の中でまちづくり条例の中では、これらの内容に関してお配りしているものに関して全て説明を細かくしなさいという指導はございませんので、私どもは一応資料を配布はしておますで、かつ今後も任意であればいくらでも説明会はすると■■■■の方からもお話をさせて頂いておりますので、私どもとしては今日ご説明してない点だけ一点だけご説明させて頂きます。これは、

住 民3) ちょっと待って。

事業者1) 待って下さい。ちょっと私はもう全然説明させて頂いてないです。地下水の話で観測井戸の話だけはさせて頂きたいと思います。

住 民3) ちょっと待って、その前に

事業者1) はい。

住 民3) 前回1回目で説明はねここで終わってるんですよ。ここの1で。2番目、3番は説明して頂いてない。2、3、4はね。従ってその図面の、

事業者1) 結局いつもそう言う話ではないじゃないですか、

住 民3) それで地下を掘る掘らないっていう話は反対ですけども、我々としては手続き的にもね。この説明配布資料は、一切その1ページ目以降説明されてないという事なので、説明会の終了はありえないというのが我々の立場です。そこはどうですか？

事業者1) ああ次回説明をさせて頂ける。まず私の方で全部させて頂けるという事であれば、それはラ・アトレ並びに鎌倉市との協議は致します。その中で判断をしたいと思います。私どもこれだけ時間を取らせて頂いて、結局、冒頭の議事録の話ですとか、あれで20分以上費やしておられますし、そういった中でどんどんどんどん時間が常になくなってきてしまいますよ。

住 民3) それはだって、まともな議事録を作れないあなたが悪いんじゃないの？

住 民) そうだよ。

事業者1) 議事録がこの説明会の開催要件になるということは、私どもはそもそも協力を致しますけれども、それはあまりにも、話の付け替えではないでしょうか？

住 民3) 付け替えじゃなくて、この説明会で、

事業者1) 今日の話もですよ、

住 民3) 違う違う。

事業者1) 21日の説明会で住民3様から観測井戸の説明をするようにというようご指摘を頂いておりますが結局、その話もさせて頂けないまま今終了に向かっていると思うんですけども、私も一点だけ。この観測井戸の話は皆様方にご説明をしていないので、この場で説明をさせていただきます。まず観測井戸に関しては、この緑地化緑地と書いてあるところですね。このあたりと、あとこのドライエリアの間あたり、この2カ所に観測井戸の方を設置しようと考えております。で、概ね太さ、径としては約10cmぐらいでございます。

住 民3) 深さは?

事業者1) 深さは10m。5mから10mぐらいで設定をしようと思っています。で観測井戸の穴を掘って、そこに塩ビ管のパイプを導入して挿入してこちらを定点として、水位観測を常に行わせて頂こうと。

住 民3) えっとね。まず説明会を今日で打ち切るという事を前提とした中でね、こういう説明を我々としては聞く事は出来ません。なんとなれば、信頼関係をあなたたちは壊してるから。だから。そこはこの説明はなかったということに致します。それから、

事業者1) まだ説明、

住 民3) 改めて改めて言うけれども、1回目の説明会の時に資料の5ページあった中で1枚半しか説明をしてない訳ですよ。それからさらに1回目の説明会の中でパースを出すことについては前向きに検討するという回答があって、今日は当然パースの説明があると思って、その用意すらない。それからこの1から5までの説明の中でね、資料をともに配ったのは2枚だけ。そういう中ではとてもまともな説明が行われたという状況ではないと思いますので。そこは正式に我々として申し上げます。その上で本当にこれで打ち切るって事を本当にお考えであれば、我々としては徹底的に戦います。

住 民) あのね、無理に進めるとね、仕事だから分かりますよあなたたちの立場は。だけどねこれ仕事だからつつつ無理やり前進めると社会社会問題になりますよ。鎌倉の市民舐めないで欲しいよ。いい?日本の市民運動の発祥地ですからね。もし始めたらですよ。今、今日ここは近隣の皆様、住民の皆様、ところがあなたたち鎌倉市全部を敵に回すよ。止めるよ、本当に。僕はそこの道路のところに住んだから。どれだけのことになるか。これはね説明会じゃないないと思うんですよ。これ、僕は我々からずっとね警告ですよ。あなたたち無理にやったら立ち上がりますよ、僕ら。止めますよ、あそこ。僕だってあそこ止めますよ道路。ダンプカー。いいですか?顔、覚えて下さいよ。止めますよ、僕らは。いいこんな説明会、無理に。あのね。建設っていうの、上物と場所。この二つなんですよ。上物なんかどうでもいいんですよ僕らは。こんなの。どこがどうだって。要は場所が適してませんよっていうことなんです。これがね、もっと広いとこだったら誰も問題言わないですよ。どうぞどうぞいいんじゃない、いいんじゃないですか、ただ気をつけて下さいねと、口頭で終わりますよ。鎌倉のこんなところにこんなもん作ろうというのが元々無理なんです。あなたたちの計画が、事業計画が間違っていますよってそういうことなんです。だからちゃんと聞かないと大変なことになりますよ。あと、サラリーマンでまあ代表の方もいらっしゃいますけど、社会問題になりますよとテレビで出ますよこれ。ね我々鎌倉の市民は結束しますから、大変な事になります。もう一度言います警告ですこれは。おやめなさい。これだけです。

住 民2) でなんか言いな。なんか言いなさいよ。

住 民) 社会問題にしますよ、僕らは。まだ今日ね自治会で、多分3自治会か4自治会だと思います。全部が立ち上がりますよ僕ら。なんでかって言ったら、もう大渋滞ですよ。本当に鎌倉中が渋滞しますから。どれだけどんな事になるか。毛細血管ですからね。毛細血管僕ら潰される訳ですから。人間の体言えば大動脈じゃないんですよ。毛細血管。こっからここは死ねば壊疽または体全体死にますよ。そういう話なんです。だから。おやめなさいこれ。地下掘んのは。大変な事になります。分かりますよだからサラリーマンだから前に進めなきゃいけないのは必死になって、ね。仕事をやろうとしてんの。でもこの後これ無理じいになると。大大大変なことになりますよ。こんな話じゃないですよ。こんな2、30人の話じゃないですよ。大変な事になります。是非再考して下さい。

住 民3) 今の話に加えて兎に角手続き上の、これは説明全部終わってないですからね。ここで打ち切るっていうことはあの合法ではないと思います。条例に即してない条例違反だと思います。

住 民) 打ち切るっていうお話されましたよね。それを撤回するかどうかという回答はまだない。そういうことなんですよ。そうですよねさっき、あの、

住 民1) ■さんがおっしゃった、

住 民) ■さんが言われたのは、意見書をだ、

住 民3) 次長さんが、なんかあれでしょ、そのむしろそっちが本当で自分この前言った事は撤回するみたいなことをおっしゃって。

住 民) そうそう。

住 民3) でしょう。

事業者2) そのような主旨で申しあげましたそうです。

住 民) 先ほどの[]さんが言われた言葉に関しては、撤回もまだされてない訳ですよ。もうこのこはこれで終わりにして意見書出しなさいよとおっしゃいましたよね。だからあのもうこは今日はこれで終わりにしましょうとそれで後は意見書を出して、それに対応しますよというお話だった訳ですよ。先ほどのお話は、それに対して色々またそれとは別なあのお話の。

事業者2) あいや、それとは別の話をしたつもりではございません。

住 民) 待ってって言うのは、撤回するかどうかという回答が我々にはまだない。だからそこは先ほどの[]さんがおっしゃられたことに関してあれば撤回を、ここはもう今日はこれで終わりで後は意見書だけで打たして、それから対応しますという。とに関してはそういうふうにするんですか？しないんですか？っていうのは、私は今疑問をちょっと。

事業者2) あ、そういうふうにさせて頂きたいと申しあげました私は先ほど。

住 民2) []さんさあ自分で撤回しなよちゃんとさっき言ったことを。黙ってないで。ちょっとマイク渡して。

事業者7) お話がこれで終わりという話ではないんです。

住 民2) 違うよ、だからさっきの話を撤回しなさいと言ってんだよ。

事業者7) 継続してお話はずっと、

住 民3) 違う。だからそれはごまかしで、まちづくり条例に基づく、違う。それはごまかしで、

事業者7) まちづくり条例は今日をもって一旦終わりとさせて頂きます。

住 民3) まちづくり条例に基づく手続きを終わらせるという事を[]さん言った訳ですよ。別に今後、その説明とか話は一切しないってことはないってことでしょ？で、我々の問題視しているのは、その元々のこの[]さんの前回、それから今回の冒頭のご発言においては、住民の方々が納得するのが次のステップに移る前提だという主旨のご発言をされている訳ですよ。

事業者2) はい。

住 民3) むしろそちらの方を変えられるという事をおっしゃってる訳ですよ。そうであるとすれば極めて遺憾なんですけど、加えて重大な手続き的な瑕疵を指摘しておく、説明は終わってないですから。我々が納得するかどうかの問題じゃなくて、説明はまだ途中ですから。だからそれで打ち切られるっていうのは、重大な瑕疵だし、本当に鎌倉市民、先程おっしゃいましたけども。これほどのその対応は初めてですね。鎌倉市として恐らく。それはずっとこれから御社とこの事業、御社それ自身に対して、重大な影響があるということは申し上げます。

住 民6) これは前から伺っていることなだけで、こういうふうに意見書を出して次のステップに進むってことが出来るんですか？それから黄色がこの開発になった時にまた説明会をやっても同じことが出来るんじゃないかと、危惧するんですけどそういうふうに一個一個後ろに行くだけで。それと同じことが、もう打ち切りますと、これで平行線だから打ち切りますって言って次に進められるんですか？法的にはそれは出来るんですか？だから、今それを提案して、もうそっちに切り替えるよって言ってんですか？

事業者1) まず、条例の内容だけ申しますと、まちづくり条例に関してはあくまでも現時点でラ・アトレが考えている土地利用計画、これに基づいた説明でございます。で、その土地利用計画というものが、先般、先般ではない、ごめんなさい。前回もお話があったように、現時点では鎌倉市の各課協議、そういったものが進んでない状態での説明でございますので、今後、条例手続きの中において色々変更になる。まあ要は鎌倉市の指摘によって変更になる場合もございます。で、このまちづくり条例、土地利用計画に関して一旦話が終了すると、この手続き基準条例の中で、再度私ども細かい図面を出しながら、本来ならばご説明という事になって参りますので、ここでまた同じ様な条例の説明っていうのがございます。これが説明会なのか、個別訪問なのかという、ああ、個別対応なのかというところがございます。で、手続き的には周知、条例上の周知、計画のご説明っていうのが鎌倉市から言われているところでございますので。あとは、[]が申したように、次の条例の中で細かい話をしていきたいですって言うていることは間違いございませんので。まあ条例が一つ一つ、性質が異なる内容になっているところでございます。

住 民) 続きだけ言うと、その説明も平行線。この開発、開発事業のところで行われた説明も平行線だった時には説明をしたっていう事で次に進めることができるんでしょうか？

事業者1) 鎌倉市が、逆に言うと私どもの報告書を持って判断をされてくるようになりますので、まあ、先般市議の方もそのような主旨でお話をされていた通りかと思っておりますので、前回はまちづくり条例の件で

ご回答されておりましたけれども、まあ条例の主旨としては、手続き基準条例においても同じでございますので、私もから報告書を出して、まあそれに対する鎌倉市のチェックが入って、まあ、それに対して何か問題があれば、鎌倉市から当然私どもの方にお話が来るというような形になります。

住 民3) いづれにせよ、これ鎌倉市がこのまちづくり条例の話で言っても、鎌倉市がそれを受理しないと始まらないんでしょう？鎌倉市が受理しなきゃいいんでしょう？お宅の報告書を。

事業者1) 鎌倉市がそうですね。鎌倉市がこの、例えば今回この内容で報告書を出した場合に、鎌倉市が時期尚早という事で受理しなければそれは成立していない話になります。

住 民3) ね、でもそれ以前にそういうその報告書を出されたってことそれ自身が御社と我々の間の信頼関係を著しく、破壊するものだという事はお分かり頂けますね。イエスかノーかで。

事業者2) はい、認識しております。

住 民3) じゃあそういう信頼関係が破壊されるっていうことを認識した上で出してるっていう事も市役所に正式に申し上げます。今の回答があったもので。そういうことでいいですね。そういうふうに言っているんですね。

住 民2) いやね。これだけ例えば掘っちゃダメとか、あれがどうだとか交通がつってって言っていてね。それで何で持って御社が勝手に鎌倉市に提出する訳？御社が。我々の承認もなしに。何、住民とは土を掘るのは合意しましたって何書くの？土を掘るのは絶対ダメだってあれだけ言ってるんだからね。私から直接鎌倉市に言ってもいいよ。

事業者2) まず、合意に至ったという内容の報告書は絶対にしません。

住 民2) 出せる訳ないじゃん。

事業者2) 間違いなく意見の相違があったというところで、もしまあ、あのこれ、あの報告書を出させて頂く判断をした場合の事を今申し上げておりますけれども。もちろん意見の相違があったという報告書になると思います。

住 民2) 意見の相違があっただけじゃなくてね、

住 民3) ちょっと待ってよ。「報告書を出すかどうかの判断になった場合ですけども」って話があったけども、それはこの場でそういう判断をされたっていう事を我々に対して通告されたんじゃないの？それが■■■■さんの主旨でしょう？

事業者2) はい。

住 民3) うん。そこはどうなんですか？

事業者2) そのようなご認識で。

住 民3) そうですね。

事業者2) 宜しいかと思えます。

住 民3) で、そうすると、まあ、先程■■■■さんが正式にお答え頂いたように、それは我々との信頼関係を破壊するという事を認識した上で、そういう事をやったという事なんだから。それも含めて是非報告して下さい。我々そういうふうに報告するし。記録に残ってるしね。それからもう一つは、手続き的に言うと最初の資料の説明も、まだ5分の1.5しか終わってないまま説明会を終了させる、終了したと。説明会を終了したという報告書ですからね。説明会を終了したって何故ね資料が5枚あるうちの1.5枚しか説明してないのに、説明会が終了したって言えるのかっていう事についても、我々は追及します。で、そういう事で私は全くそちらがやっている事はね、無駄な事だと思うんですよ。市がそんな事を求めるはずないのでね。認めるはず。悪いけど。だとすれば、あなたがこれからやるとしている事はますます我々との信頼関係を破壊されるだけで、まちづくり条例のプロセスが終わらないという結果になるだけだと思いますよ。それで、その鎌倉市民が立ち上がるっていうご発言ありましたが、全くその通りでね。そういうもう無駄。もう、むしろ無意味な非常に全体で物事を進めるのに逆行するような事をあなたたちはやろうとしている訳です。そこはお分かりになって頂けますね？

事業者2) はい、認識致します。はい。

住 民2) 鎌倉市に出すのがね、合意に達しませんでしたってちゃんと出すんだよね。御社が。説明会で合意に達しませんでしたと。あだよ、

住 民3) それからね、そのそう。

住 民2) ちょっと答えて

住 民3) どうぞどうぞ。

住 民2) 答えて。

事業者2) そこは細かく地下の計画についても、反対の意見はあった、色んな観点から頂いたっていうところも報告させていただきます。

住 民2) で、鎌倉市にそれで報告して合意に達しませんでしたと。

事業者2) そうです。少なくとも皆様が地下を掘っていいよみたいな事をおっしゃったみたいな事を絶対書かないです。はい。

住 民1) ちょっとそれは、違うんじゃないですかニュアンスが。

住 民) 勘違いしている。

事業者2) あ、じゃあ合意に至っていない。

住 民1) 合意に至っていないじゃなく、反対しているって。

住 民3) そもそもね、

住 民2) だからね、

住 民3) いいですか？ラ・アトレがそういう報告書を出すってね、僕、全くね、あの無意味だと思うんです。だからその報告内容あんまり私は追求しませんが、我々としては市役所に対して
1 鎌倉市民との市民、我々との信頼関係破壊するってことを認識した上でやりました。
2 その説明を終わらない、全く形式上の説明すら終わってない段階で、そういうプロセスに進みました。
3 その次のステップに進むには信頼、ご納得頂いた上で、進んでいきたいということを撤回されました。

でそれは、やっぱりこの反社会、カンボジアの反社案件との関係においてもね。説明を 180 度変えるという事をやったそういう会社なんですと。我々としては非常にこれは遺憾ですという事を言いますし、それは場合によってはどんどん対外的に発信します。カンボジアの件も含めて。それだけはお承知おき下さい。全部録音残ってるしね。第 1 回目のそちらの■■■■さんが我々のところにご相談に来た時は全部録音残ってますから、それを全部公開します。それもお承知おき下さい。状況によってはね。

事業者2) はい。

住 民3) で、あなたたちは、それくらいの事を今やろうとしてるって事です。それは■■■■さんがね、その全部自分で判断するとおっしゃったから意味でやってるけど、会社全体の問題になりますよこれは。だから、きちんと社長さんにも含めてお話しされた方がいいと思いますよ。老婆心ながら。

事業者1) 今頂いたご意見に関しては記録もさせて頂きたいと思いますので、よろしくお願い致します。本日時間も過ぎておりますので説明会に関しては終了させて頂きます。また、戸別でご質問などご連絡頂ければ、私は、個々戸別訪問をさせて頂きます。

住 民1) 次はやらなってること？

住 民3) いや違う、違う、違う、違う。それでこれ、そちらが次の対応を市役所との関係でどうとるかについて我々が見解が違うかもしれませんが、今回の議事録は前回と同様にきちっとしたものを配って全員の確認を得て下さい。それはいいですね。

事業者1) いや、先程お話してまずは私どもが原稿としてそれを一旦住民1様へお渡ししますので、そこで相違、

住 民1) この会が始まる前にそういう話を、

住 民3) それはね、きちっと自分の責任でまず書いて下さい。

事業者1) はい。でそれをあの。

住 民3) うちの家内なんてもう午前3時までもう1週間のうち2回夜鍋したんですよ。午前3時まで仕事してね。それを、あなたたちこんな雁首揃えてね、まともな議事録も作れないっていうのはおかしいですよ。それ、住民にね。朝3時までやらせるっていうのは？

住 民) そうだよ、おかしいよそれ。

事業者1) ですから、今回、再度きっちりしたものをお作りして、お渡し致しますので。もし、その内容で問題がなければ、私どもを改めて皆さんの方に配布を致します。以上でございます。で、あとすみません。観測井戸の調査の件に関しましては、調査会社日程を確認した上で、隣接する方には調査会社内容に関しては周知をさせて頂きますのでまた日程が、

住 民3) 今日、それは説明は今日はもう無効ですから。それについては。

事業者1) 観測井戸を設置するのはやはり私どもとしては早々に設置をしていきたいという。

住 民3) いや違う、違う、こういう、要するにもう1回言うけども、こういう納得した上で次のステップに進むっていう話を撤回をするというようなことをおっしゃった後に、どういう説明を受けたって撤回されるかもしれない訳ですよ。で、それはカンボジアの案件の時と同じようにね。だから、そういう事をおっしゃった後で、そういう事をおっしゃっても、我々としてはその説明は無効だということです。

事業者1) あの観測井戸を設置することっていうのは、皆様方のご要望。まあ観測井戸というか水位の、

住 民3) いや、皆様方って別にその全員で決取った訳でもないし、我々、私としてはそれは重大な疑問があり

ますよ。観測井戸を設置してそれは何が分かるのかとかね。それから地下の埋蔵物にどういう影響を与えるのかとか。そういう意味ではね。私としては了解はしませんし、それから、そもそも今回この説明があったって事については無効だと思います。それなんとなれば、信頼関係を徹底的に破壊して1回言った重要な事も撤回するという事を。そう、1日のうちでね1時間のうちに変えるという事をおっしゃっている。そういう中でどんな説明を聞いたって、それは我々としては納得出来ませんよ。そういう事です。

事業者1) 観測井戸の件に関しては、改めて事業者側の判断になりますけれども、まあ日程も確認した上で、必要な場合には周知を致します。で議事録に関してはお時間頂いてしっかりしたものをお作りしてお渡ししたいと思いますので、宜しくお願い致します。

住 民3) だから、今の説明は無効ですから、それだけ言うておきます。

事業者1) 観測井戸を掘るのに、私どもの敷地内に掘る今回の観測井戸に関しては埋蔵文化財として特段問題がないという事で。

住 民3) それをだから説明会で説明をしたと言われてもそれは無効だという事を言うておく。観測井戸を掘る事について説明会で周知したという事については無効だと。で、理由は舌の根も乾かないうちに撤回、重要な事項をね、特に住民側との信頼関係にとって重要な事項を撤回をするという事をあった上でね、何を言ったってそれは無効でしょう。

事業者1) 無効？ちょっとその無効という内容が私には理解出来ないんですが。

住 民3) 無効は無効です。だからこれはもう説明会でも説明してますっていうのは言わないで下さい。

事業者1) 言わないです。そもそも観測井戸の設置に関しては行政に対する報告の義務はございませんので。あくまでもラ・アトレが自主的に設置をして水位測定をさせて頂くと。当然、長期間にわたる測定が望ましいと判断をしているものですから、私どもとしては是非とも設置をしたいというところでございますので。ちょっとそれをご理解頂きたいなと思いますけれども。

住民1) 住民3) だから、それは理解出来ないって事だから。

事業者1) であれば、設置そのものも含めて、検討しなければならないかなとは思っていますので。分かりました。今そういうご意見を頂戴したという事で、事業者も参加しておりますので、その件は役所の方にはまたご報告は私の方からあげさせて頂きたいと思います。

住 民3) 兎に角説明会で言ったことをね。あの簡単にそうやってね。どんどん180度変えるって事について、そういう対応が改まらない限りは、あの事業は絶対うまくいきません。で、会社も僕発展しないと思いますよ。そういう会社であれば。それは去年の11月からの一連の経緯でも明らかですよ。そういう問題があるっていうのね。御社について。はい。

事業者1) はい、では時間もだいぶ過ぎてしまいましたので、終了させて頂きます。本日はありがとうございます。

事業者) どうもありがとうございました。

以上

作成:株式会社オリジナルワーク
鈴木

令和6年4月15日

ご近隣の皆様へ

ご 案 内

拝啓 皆様方におかれましては益々ご清祥のことと存じます。

さて、3月31日に弊社等で計画中の（仮称）鎌倉小町PJ〔神奈川県鎌倉市小町二丁目386番1の一部外1筆（地番）〕について鎌倉市まちづくり条例第37条第5項の規定に基づき説明会を開催させていただきました。

今回改めて同条例手続きに基づき、下記日程にて説明会開催を開催させていただきます。

誠に勝手ながら、下記日時に住民説明会を開催いたしますのでご多忙のこととは存じますが、ご参集くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

開催日時 令和6年4月21日（日） 18:00～20:00

開催場所 大路ビル3階（C1,C2教室）

（鎌倉市小町2-12-35：裏面地図参照）

以上

事業者 東京都港区海岸1-9-18 国際浜松町ビル7階
株式会社ラ・アトレ

設計者 東京都渋谷区恵比寿南1-14-1-402
有限会社ケミカルデザイン一級建築士事務所

総合企画 東京都文京区湯島1丁目3番4号
株式会社オリジナルワーク一級建築士事務所

「お問い合わせ先」

東京都文京区湯島1-3-4 KTお茶の水聖橋ビル2階
株式会社オリジナルワーク一級建築士事務所

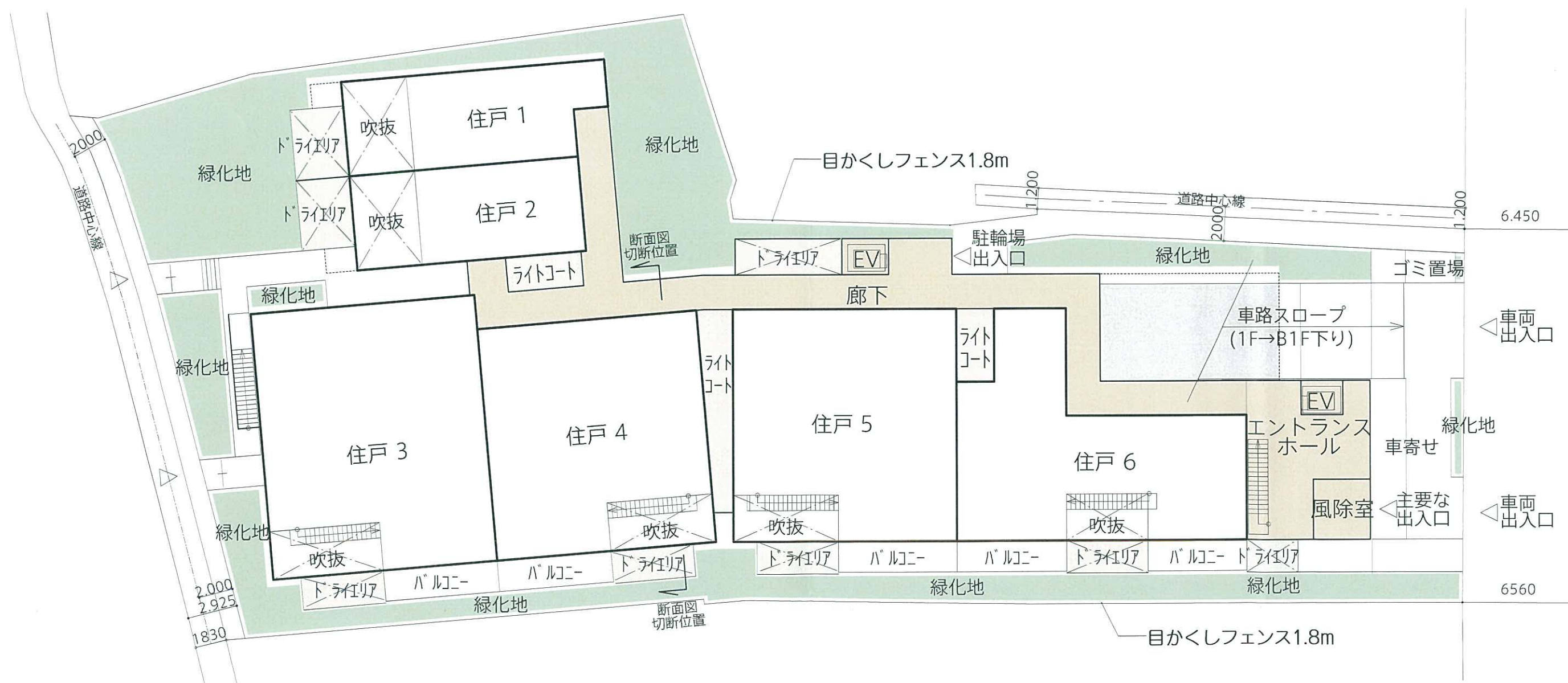
03（3868）3001 担当：鈴木

*平日9:30～17:30 土、日曜、祝日は留守番電話での対応となります。ご伝言頂ければ折り返しのご連絡を入れさせていただきます。

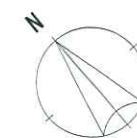
【案内図】

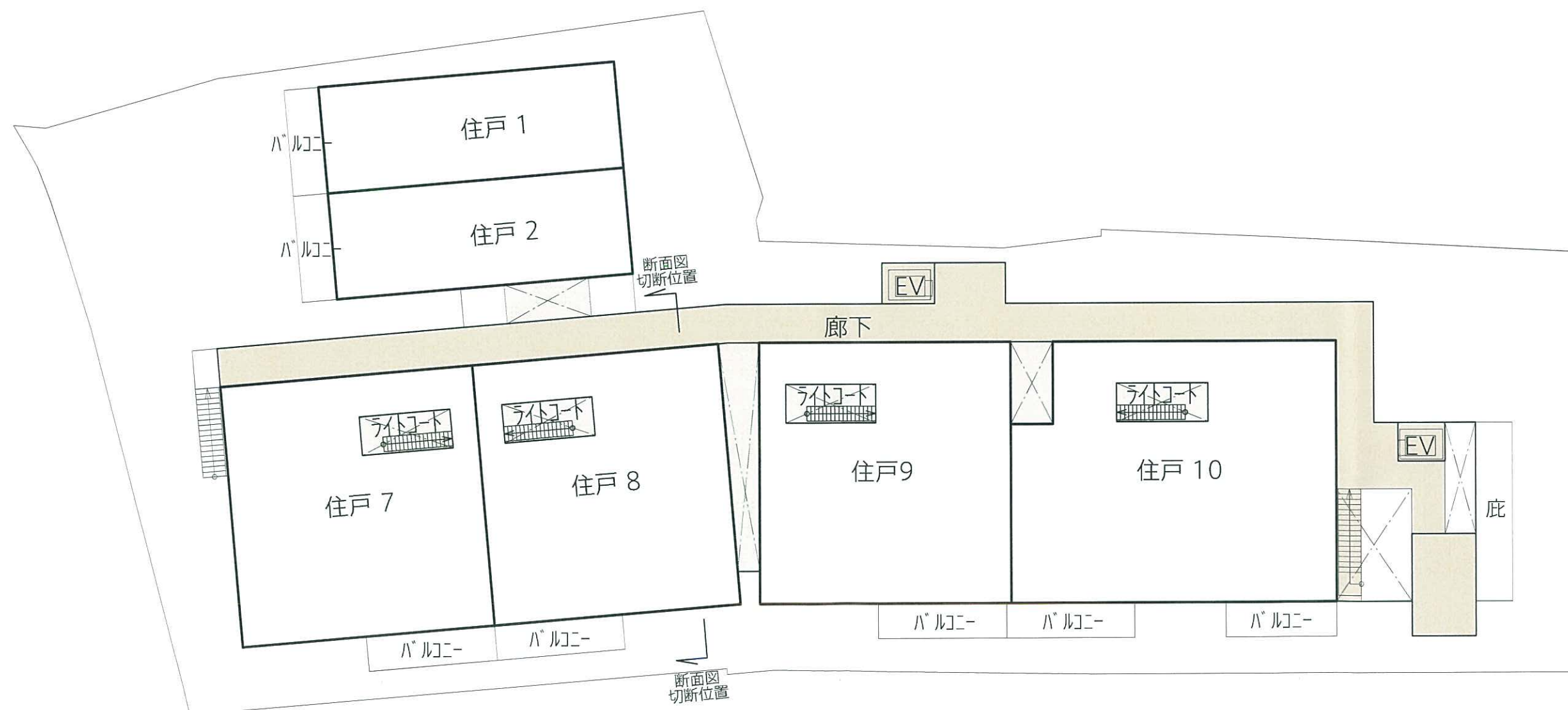


2024(令和6年)											2025(令和7年)		
2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
				</									

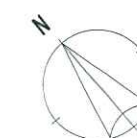


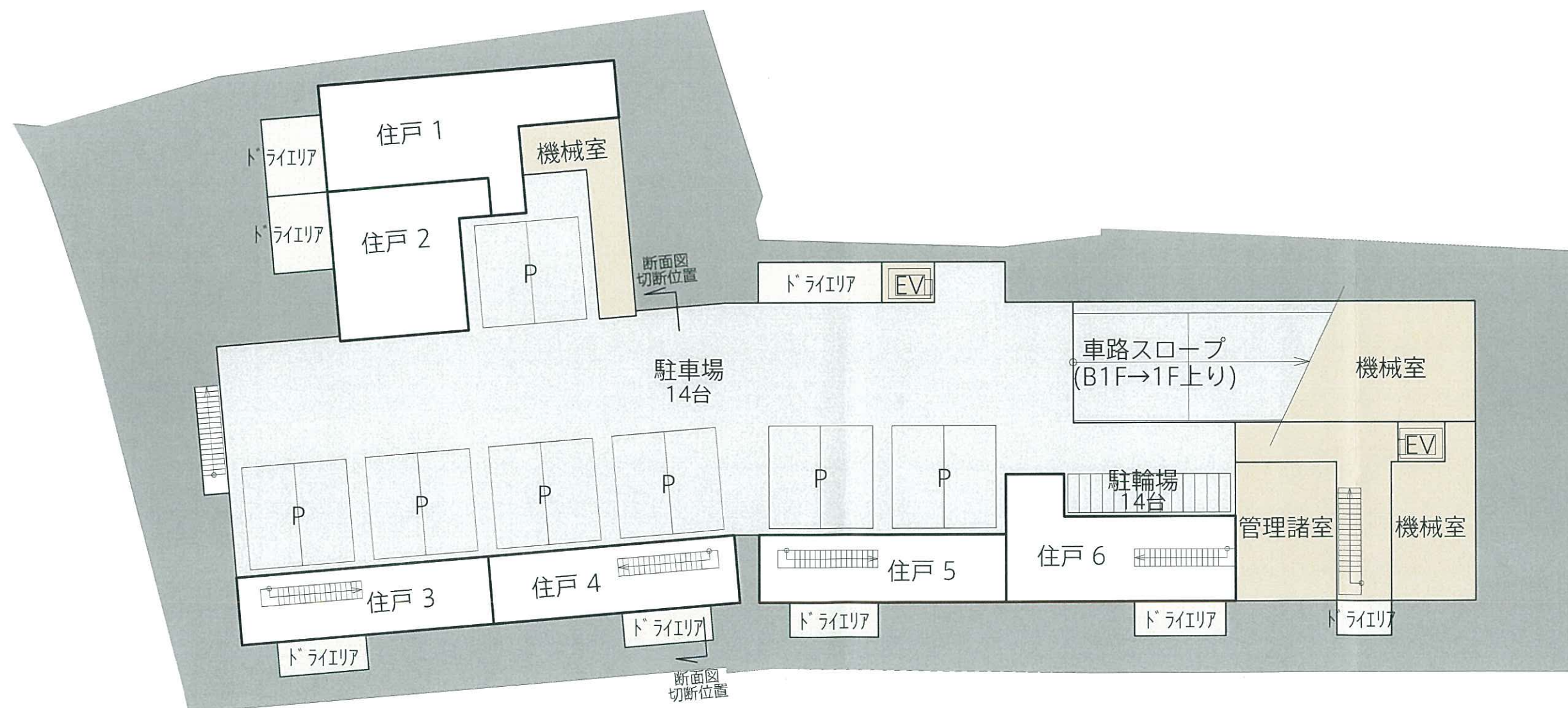
1 階平面図





2 階平面図





地下 1 階平面図

